

施設基準等の届出に係る添付書類一覧（基本診療料）

画面上部にセキュリティ警告が表示され一部のアクティブコンテンツが無効化された場合は、「コンテンツの有効化」をクリックしてください。

整理番号	施設基準等名称	様式	添付書類
1-1	情報通信機器を用いた診療に係る基準	・様式1	
1-2	機能強化加算	・様式1の3	
1-3	外来感染対策向上加算	・様式1の4	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1の4について、感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる文書（医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい） ・様式1の4について、感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者の業務内容が明記された文書（医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい） ・様式1の4について、標準予防策及び発熱患者等の受入を行う際の動線分離の方法等の内容を盛り込んだ手順書
1-4	連携強化加算	・様式1の5	
1-5	サーベイランス強化加算	・様式1の5	・様式1の5について、サーベイランス事業の参加状況がわかる文書
1-6	抗菌薬適正使用体制加算	・様式1の5	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1の5について、サーベイランス事業の参加状況がわかる文書 ・様式1の5について、抗菌薬の使用状況のモニタリングを行うサーベイランス事業者が発行するAccess 抗菌薬に分類されるものの使用比率及びサーベイランスに参加する医療機関中のパーセンタイル順位がわかる文書
1-7	医療DX推進体制整備加算	・様式1の6	
1-8	看護師等遠隔診療補助加算	・様式1の7	
1-9	初診料（歯科）の注1に掲げる基準	・様式2の6	
1-10	時間外対応加算1	・様式2	
1-11	時間外対応加算2	・様式2	
1-12	時間外対応加算3	・様式2	

1-13	時間外対応加算4	・様式2	
1-14	地域包括診療加算	・様式2の3	<ul style="list-style-type: none"> ・様式2の3の「②」について、慢性疾患の指導に係る適切な研修を修了した修了証の写し (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式2の3の「⑥-2」及び「⑦」について、確認できる資料の写し ・様式2の3について、2年以内に再度届け出ることとし、届出の際には、直近の研修の修了証の写し (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)
1-15	地域歯科診療支援病院歯科初診料	・様式3	
1-16	歯科外来診療医療安全対策加算1	・様式4	
1-17	歯科外来診療医療安全対策加算2	・様式4の1の2	
1-18	歯科外来診療感染対策加算1	・様式4	
1-19	歯科外来診療感染対策加算2	・様式4	
1-20	歯科外来診療感染対策加算3	・様式4の1の2	
1-21	歯科外来診療感染対策加算4	・様式4の1の2	
1-22	歯科診療特別対応連携加算	・様式4の2	
1-23	初診料（歯科）の注16及び再診料（歯科）の注12に掲げる基準	・様式4の3	<ul style="list-style-type: none"> ・様式4の3について、研修修了証 (当該研修の修了番号（受講番号等でも可。）及び研修修了年月日を記載する場合は添付を省略して差し支えない)
	入院基本料等の届出の共通事項	・様式5	

	入院基本料等の届出の共通事項	・様式9	<ul style="list-style-type: none"> ・届出前1か月の各病棟の勤務実績表 （・勤務実績表に係る勤務記号一覧（凡例：○は日勤で8：30～17：00までなど勤務時間が確認できる書類 ※勤務実績表に付記されている場合は改めての添付は不要ですが、勤務実績表で使用されている記号を網羅していること。）） （・勤務実績表に係る控除時間一覧（看護の実施時間から控除した内容が確認できる書類等）） ※月平均夜勤時間数を4週間計算で確認している場合は、届出前の1か月（暦月）で作成した様式9と併せて、当該4週間で作成した様式9も添付すること。 ・看護職員の採用活動状況等に関する書類（月平均夜勤時間超過減算を算定する場合又は夜勤時間特別入院基本料を算定する場合） ・医療勤務環境改善支援センターへの相談状況に関する書類（夜勤時間特別入院基本料を算定する場合に限る） ・届出前1か月の日々の入院患者数により夜間の看護職員の配置状況が分かる書類（様式9の2を参照）【常時16対1（A207-4看護職員夜間配置加算及びA304地域包括医療病棟入院料の注9は、12対1の場合も含む。）を満たす必要のある次の施設基準を届出する場合に限る：夜間看護加算・看護補助体制充実加算（A101療養病棟入院基本料の注12・13）、A207-4看護職員夜間配置加算、看護職員夜間配置加算（A304地域包括医療病棟入院料の注9、A311精神科救急急性期医療入院料の注4、A308-3地域包括ケア病棟入院料の注8、A311-3精神科救急・合併症入院料の注4）】
1-24	一般病棟入院基本料	<ul style="list-style-type: none"> ・様式5 ・様式6 ・様式7 ・様式9 ・様式10 ・様式11 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ提出加算の届出書の写し <p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式11については、感染症病床を有する場合に限りです。</p> <p>※令和6年10月1日以降において、急性期一般入院料2から5までの届出を行うに当たっては、現に急性期一般入院基本料を届け出ている病棟であって、重症度、医療・看護必要度に係る基準以外の施設基準を満たしている場合に限り、様式10のみを用いて届け出れば足りません。</p>
(1-24)	急性期一般入院料1 (7対1入院基本料)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式10 ・様式10の2 ・様式10の5 	
(1-24)	急性期一般入院料2～6 (10対1入院基本料)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式10 	
(1-24)	告示注2（月平均夜勤時間超過減算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式6 ・様式9 	
(1-24)	告示注7（夜勤時間特別入院基本料）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式6 ・様式9 	
(1-24)	告示注11（90日超えの療養病棟入院料1の算定）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式10の6 	
(1-24)	栄養管理体制の基準が満たせなくなった（常勤管理栄養士が不在となった）場合	<ul style="list-style-type: none"> ・様式5の3 ・様式6 	

1-25	療養病棟入院基本料	<ul style="list-style-type: none"> ・様式5 ・様式5の6 ・様式6 ・様式6の2 ・様式7 ・様式9 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ提出加算の届出書の写し <p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式6の2については、直近3か月の医療区分の患者割合が分かる様式を別に作成している場合は、この様式に替えて提出しても差し支えありません。</p>
(1-25)	療養病棟入院料1	—	
(1-25)	告示注10(在宅復帰機能強化加算)	・様式10の8	<ul style="list-style-type: none"> ・直近6か月間に退院した患者数に関して、「病状の急性増悪等により、他の保険医療機関（当該保険医療機関と特別の関係にあるものを除く。）での治療が必要になり転院した患者」にかかる当該患者の数及び各患者の症状詳記の一覧
(1-25)	告示注11（経腸栄養管理加算）	・様式5の9	
(1-25)	告示注12（夜間看護加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式9の2 ・様式13の3 ・様式18の3 	<p>※様式9の2については、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を別に作成している場合は、この様式に替えて提出しても差し支えありません。なお、いずれの場合も、遅刻・早退・他部署勤務があった場合は、当該病棟に勤務しなかった時間を別紙等でわかるように添付する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式18の3について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・様式18の3の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
(1-25)	告示注13(看護補助体制充実加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式9の2 ・様式13の3 ・様式18の3 	<p>※様式9の2については、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を別に作成している場合は、この様式に替えて提出しても差し支えありません。なお、いずれの場合も、遅刻・早退・他部署勤務があった場合は、当該病棟に勤務しなかった時間を別紙等でわかるように添付する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式18の3について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・様式18の3の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・様式18の3の「7」について、「主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者が100対1以上」に該当する場合、介護福祉士の資格を有する者であること又は看護補助者として3年以上の経験を有し適切な研修を修了していることが確認できる文書（介護福祉士資格の有無、当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）（看護補助体制充実加算1・2を算定する場合に限る）
(1-25)	栄養管理体制の基準が満たせなくなった（常勤管理栄養士が不在となった）場合	<ul style="list-style-type: none"> ・様式5の3 ・様式6 	
1-26	結核病棟入院基本料	<ul style="list-style-type: none"> ・様式5 ・様式6 ・様式7 ・様式9 ・様式11 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式11については、感染症病床を有する一般病棟に限ります。</p>

(1-26)	7対1入院基本料	<ul style="list-style-type: none"> ・様式10 ・様式10の2 	
(1-26)	告示注2（月平均夜勤時間超過減算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式6 ・様式9 	
(1-26)	告示注7（重症患者割合特別入院基本料）	—	
(1-26)	告示注9（夜勤時間特別入院基本料）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式6 ・様式9 	
(1-26)	栄養管理体制の基準が満たせなくなった（常勤管理栄養士が不在となった）場合	<ul style="list-style-type: none"> ・様式5の3 ・様式6 	
1-27	精神病棟入院基本料	<ul style="list-style-type: none"> ・様式5 ・様式6 ・様式7 ・様式9 ・様式10の9 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ提出加算の届出書の写し（10対1入院基本料及び13対1入院基本料に限る） ※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。 ※様式10の9については、10対1又は13対1入院基本料を届け出る場合に限りです。
(1-27)	告示注2（月平均夜勤時間超過減算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式6 ・様式9 	
(1-27)	告示注7（精神保健福祉士配置加算）	・様式10の7	
(1-27)	告示注9（夜勤時間特別入院基本料）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式6 ・様式9 	
(1-27)	栄養管理体制の基準が満たせなくなった（常勤管理栄養士が不在となった）場合	<ul style="list-style-type: none"> ・様式5の3 ・様式6 	
1-28	特定機能病院入院基本料	<ul style="list-style-type: none"> ・様式5 ・様式6 ・様式7 ・様式9 ・様式10の9 ・様式11 	※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。 ※様式10の9については、精神病棟の7対1、10対1又は13対1入院基本料を届け出る場合に限りです。 ※様式11については、感染症病床を有する一般病棟に限りです。

(1-28)	7対1入院基本料	・様式10 ・様式10の5	・データ提出加算の届出書の写し（一般病棟に限る）
(1-28)	10対1入院基本料	・様式10	・データ提出加算の届出書の写し（一般病棟に限る）
(1-28)	告示注5（看護必要度加算1・2・3） （一般病棟に限る）	・様式10	
(1-28)	告示注9（90日超えの療養病棟入院料1の算定）（一般病棟に限る）	・様式10の6	
(1-28)	告示注10（入院栄養管理体制加算）	・様式5の8	
(1-28)	栄養管理体制の基準が満たせなくなった（常勤管理栄養士が不在となった）場合	・様式5の3 ・様式6	
1-29	専門病院入院基本料	・様式5 ・様式6 ・様式7 ・様式9 ・様式10 ・様式11	・データ提出加算の届出書の写し ※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。 ※様式11については、感染症病床を有する一般病棟に限ります。
(1-29)	7対1入院基本料	・様式10 ・様式10の2 ・様式10の5	
(1-29)	10対1入院基本料	・様式10	
(1-29)	告示注3（看護必要度加算1・2・3）	・様式10	
(1-29)	告示注4（一般病棟看護必要度評価加算）（13対1に限る）	・様式10	
(1-29)	告示注8（90日超えの療養病棟入院料1の算定）	・様式10の6	

(1-29)	栄養管理体制の基準が満たせなくなった（常勤管理栄養士が不在となった）場合	・様式5の3 ・様式6	
1-30	障害者施設等入院基本料	・様式5 ・様式6 ・様式7 ・様式9 ・様式11 ・様式19	・データ提出加算の届出書の写し ・様式19について、当該届出を行う病棟の平面図 ※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。 ※様式11については、感染症病床を有する一般病棟に限ります。
(1-30)	告示注2（月平均夜勤時間超過減算）	・様式6 ・様式9	
(1-30)	告示注9（看護補助加算）（7対1・10対1に限る）	・様式9 ・様式13の3 ・様式18の3	・様式18の3について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・様式18の3の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
(1-30)	告示注10(看護補助体制充実加算) （7対1・10対1に限る）	・様式9 ・様式13の3 ・様式18の3	・様式18の3について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・様式18の3の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
(1-30)	告示注11（夜間看護体制加算）	・様式13の3	・様式13の3について、2（3）②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目のうち□に「✓」を記入したものについて、次の「*」の書類を添付すること。 *アからエについては、届出前1か月の各病棟の勤務実績（1）、2）又は4）は看護要員、3）又は5）は看護職員）が分かる書類 *オについては、深夜や早朝における業務量を把握した上で早出・遅出等の柔軟な勤務体制を設定していることが分かる書類、届出前1か月の早出・遅出等の勤務体制の活用実績が分かる書類 *カについては、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規定及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類 *ク及びケについては、様式9（本届出に様式9を添付する場合は1通のみで良い） *コについては、院内保育所の開所時間が分かる書類、届出前1か月の利用実績が分かる資料 *サについては、使用機器等が分かる書類、使用機器等が看護要員（1）、2）又は4）又は看護職員（3）又は5）の業務負担軽減に資するかどうか評価を行っていることが分かる書類
(1-30)	栄養管理体制の基準が満たせなくなった（常勤管理栄養士が不在となった）場合	・様式5の3 ・様式6	
1-31	有床診療所入院基本料	・様式5 ・様式12 ・様式12の2	
(1-31)	有床診療所入院基本料1・2・3	・様式12の3	・様式12の3について、○を付した事項に係る実績が確認できる書類

(1-31)	告示注 3 (有床診療所急性期患者支援病床初期加算) (有床診療所在宅患者支援病床初期加算)	・様式12の7	・様式12の7の「1」について、○を付した事項に係る実績が確認できる書類
(1-31)	告示注 4 (夜間緊急体制確保加算)	・様式12の4	・様式12の4について、有床診療所入院基本料の届出書の写し ・様式12の4について、入院患者への説明のための文書の例
(1-31)	告示注 5 (医師配置加算 1・2)	・様式12の5	・様式12の5の「2」について、○を付した事項に係る実績が確認できる書類
(1-31)	告示注 6 (看護配置加算 1・2、夜間看護配置加算 1・2、看護補助配置加算 1・2)	・様式12の6	
(1-31)	告示注 7 (看取り加算)	・様式12の6	
(1-31)	告示注10 (栄養管理実施加算)	・様式12の8	・様式12の8について、栄養管理計画に基づき入院患者の栄養管理の実施内容が確認できる書類
(1-31)	告示注12 (介護障害連携加算)	・様式12の3	・様式12の3について、○を付した事項に係る実績が確認できる書類
1-32	有床診療所入院基本料在宅復帰機能強化加算	・様式12の9	・直近6か月間に退院した患者数に関して、「病状の急性増悪等により、他の保険医療機関(当該保険医療機関と特別の関係にあるものを除く。)での治療が必要になり転院した患者」にかかる当該患者の数及び各患者の症状詳記の一覧
1-33	有床診療所療養病床入院基本料	・様式5 ・様式12 ・様式12の2	
(1-33)	告示注 6 (有床診療所急性期患者支援療養病床初期加算) (有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算)	・様式12の7	・様式12の7の「2」について、○を付した事項に係る実績が確認できる書類
(1-33)	告示注 7 (看取り加算)	・様式12の6	
(1-33)	告示注10 (栄養管理実施加算)	・様式12の8	・様式12の8について、栄養管理計画に基づき入院患者の栄養管理の実施内容が確認できる書類
1-34	有床診療所療養病床入院基本料在宅復帰機能強化加算	・様式12の10	・直近6か月間に退院した患者数に関して、「病状の急性増悪等により、他の保険医療機関(当該保険医療機関と特別の関係にあるものを除く。)での治療が必要になり転院した患者」にかかる当該患者の数及び各患者の症状詳記の一覧

1-35	総合入院体制加算 1	<ul style="list-style-type: none"> ・様式10 ・様式13 ・様式13の2 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式13の「6」の5を記入した場合には、24時間の救急体制を確保していることを証明する書類 ・地域医療構想調整会議で合意を得て、小児科、産科又は産婦人科の標榜及び当該診療科に係る入院医療の提供を行わない場合は、当該加算の届出に当たり、合意を得た会議の概要を書面にまとめたもの（当該書面は届出を行う保険医療機関が作成したものでも差し支えない）
1-36	総合入院体制加算 2	<ul style="list-style-type: none"> ・様式10 ・様式13 ・様式13の2 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式13の「6」の5を記入した場合には、24時間の救急体制を確保していることを証明する書類 ・地域医療構想調整会議で合意を得て、小児科、産科又は産婦人科の標榜及び当該診療科に係る入院医療の提供を行わない場合は、当該加算の届出に当たり、合意を得た会議の概要を書面にまとめたもの（当該書面は届出を行う保険医療機関が作成したものでも差し支えない）
1-37	総合入院体制加算 3	<ul style="list-style-type: none"> ・様式10 ・様式13 ・様式13の2 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式13の「6」の5を記入した場合には、24時間の救急体制を確保していることを証明する書類 ・地域医療構想調整会議で合意を得て、小児科、産科又は産婦人科の標榜及び当該診療科に係る入院医療の提供を行わない場合は、当該加算の届出に当たり、合意を得た会議の概要を書面にまとめたもの（当該書面は届出を行う保険医療機関が作成したものでも差し支えない）
1-38	急性期充実体制加算 1	<ul style="list-style-type: none"> ・様式14 ・様式6 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式14の「1 手術等に係る実績」「2 外来化学療法の実施を推進する体制」について、院内への掲示物をA4サイズに縮小したもの ・様式14の「3」のアを記入した場合について、24時間の救急体制を確保していることを証明する書類
(1-38)	告示注2（小児・周産期・精神科充実体制加算）		<ul style="list-style-type: none"> ・様式14の「4」について、精神疾患を有する患者に対し、24時間対応できる体制を確保していることを証明する書類
1-39	急性期充実体制加算 2	<ul style="list-style-type: none"> ・様式14 ・様式6 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式14の「1 手術等に係る実績」「2 外来化学療法の実施を推進する体制」について、院内への掲示物をA4サイズに縮小したもの ・様式14の「3」のアを記入した場合について、24時間の救急体制を確保していることを証明する書類
(1-39)	告示注2（小児・周産期・精神科充実体制加算）		<ul style="list-style-type: none"> ・様式14の「4」について、精神疾患を有する患者に対し、24時間対応できる体制を確保していることを証明する書類
1-40	救急医療管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・別添7の2 	
1-41	超急性期脳卒中加算	<ul style="list-style-type: none"> ・様式15 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式15について、日本脳卒中学会等が行う、脳梗塞 t - P A 適正使用に係る講習会等の受講が確認できる修了証（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・様式15について、医師少数区域又は医療資源の少ない地域に所在する保険医療機関においては、脳梗塞患者に対する経皮的脳血栓回収術の適応の可否の判断等についての連携に係る手順書
1-42	診療録管理体制加算 1	<ul style="list-style-type: none"> ・様式17 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式17について、中央病歴管理室の平面図 ・様式17の「3」で有とした場合は、当該診療録管理部門が確認できる組織図 ・様式17について、診療記録の保管・管理のための規程 ・様式17の「14」のネットワークから切り離れたオフラインの保管で有とした場合は、医療情報システム・サービス事業者との契約書等において当該内容が確認できる記載部分
1-43	診療録管理体制加算 2	<ul style="list-style-type: none"> ・様式17 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式17について、中央病歴管理室の平面図の写し ・様式17の「3」で有とした場合は、当該診療録管理部門が確認できる組織図 ・様式17について、診療記録の保管・管理のための規程の写し

1-44	診療録管理体制加算 3	・ 様式17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式17について、中央病歴管理室の平面図の写し ・ 様式17の「3」で有とした場合は、当該診療録管理部門が確認できる組織図 ・ 様式17について、診療記録の保管・管理のための規程の写し
1-45	医師事務作業補助体制加算 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式13の 4 ・ 様式18 ・ 様式18の 2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式18の「3」について、医師事務作業補助者の研修計画の概要について確認できる書類 ・ 様式18の「4」の①について、様式13の4「医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」及び医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の写し ・ 様式18の「4」の②から⑤について、計画書及び規程文書の写し ・ 様式18の「4」の⑥について、規程文書の写し ・ 様式18の「4」の⑥について、院内における電子カルテシステム（オーダーリングシステムを含む）における「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に規定する真正性、見読性、保存性の確保に係る取組が分かる資料及び各入力項目についての入力権限、許可権限が確認できる一覧表 ・ 様式18の「5」の①～③、⑤～⑦に該当する場合は、当該保険医療機関がその指定を受けたことが確認できる資料
1-46	医師事務作業補助体制加算 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式13の 4 ・ 様式18 ・ 様式18の 2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式18の「3」について、医師事務作業補助者の研修計画の概要について確認できる書類 ・ 様式18の「4」の①について、様式13の4「医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」及び医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の写し ・ 様式18の「4」の②から⑤について、計画書及び規程文書の写し ・ 様式18の「4」の⑥について、規程文書の写し ・ 様式18の「4」の⑥について、院内における電子カルテシステム（オーダーリングシステムを含む）における「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に規定する真正性、見読性、保存性の確保に係る取組が分かる資料及び各入力項目についての入力権限、許可権限が確認できる一覧表 ・ 様式18の「5」の①～③、⑤～⑦に該当する場合は、当該保険医療機関がその指定を受けたことが確認できる資料
1-47	急性期看護補助体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式10 ・ 様式13の 3 ・ 様式18の 3 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式18の3の「3」の1)の①に該当する場合は、各月の緊急入院患者数が確認できる資料（直近1年間分） ・ 様式18の3の「3」の1)の②に該当する場合は、当該保険医療機関がその指定を受けたことが確認できる資料 ・ 様式18の3について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・ 様式18の3の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）（看護補助体制充実加算を届け出る場合のみ） ・ 様式18の3の「7」について、「主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者が100対1以上」に該当する場合、介護福祉士の資格を有する者であること又は看護補助者として3年以上の経験を有し適切な研修を修了していることが確認できる文書（介護福祉士資格の有無、当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）（看護補助体制充実加算を届け出る場合のみ）
(1-47)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間急性期看護補助体制加算 ・ 夜間看護体制加算 ・ 看護補助体制充実加算 1・2・3 		

1-48	看護職員夜間配置加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 9 の 2 ・ 様式10 ・ 様式13の 3 ・ 様式18の 3 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式9の2については、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を別に作成している場合は、この様式に替えて提出しても差し支えありません。なお、いずれの場合も、遅刻・早退・他部署勤務があった場合は、当該病棟に勤務しなかった時間を別紙等でわかるように添付することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式18の3の「3」の1)の①に該当する場合は、各月の緊急入院患者数が確認できる資料（直近1年間分） ・ 様式18の3の「3」の1)の②に該当する場合は、当該保険医療機関がその指定を受けたことが確認できる資料 ・ 様式13の3について、看護職員夜間12対1配置加算1、看護職員夜間16対1配置加算1を算定する医療機関は、2（3）②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目のうち□に「✓」を記入したものについて、次の「*」の書類を添付すること。 * アからエについては、届出前1か月の各病棟の勤務実績（1）、2）又は4）は看護要員、3）又は5）は看護職員）が分かる書類 * オについては、深夜や早朝における業務量を把握した上で早出・遅出等の柔軟な勤務体制を設定していることが分かる書類及び届出前1か月の早出・遅出等の勤務体制の活用実績が分かる書類 * カについては、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規程及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類 * ク及びケについては、様式9（本届出に様式9を添付する場合は1通のみで良い） * コについては、院内保育所の開所時間が分かる書類、届出前1か月の利用実績が分かる資料 * サについては、使用機器等が分かる書類、使用機器等が看護要員（1）、2）又は4）又は看護職員（3）又は5）の業務負担軽減に資するかどうか評価を行っていることが分かる書類
1-49	特殊疾患入院施設管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式19 ・ 様式20 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式19について、当該届出を行う病棟の平面図
1-50	看護配置加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p>
1-51	看護補助加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式10 ・ 様式13の 3 ・ 様式18の 3 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式10は地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2又は13対1入院基本料を算定する病棟において看護補助加算1を届け出る場合に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式18の3について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・ 様式18の3の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
(1-51)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間75対1看護補助加算 ・ 夜間看護体制加算 ・ 看護補助体制充実加算 		
1-52	療養環境加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式22 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式22について、保険医療機関の平面図（当該加算を算定する病棟の面積等が確認できる書類）
1-53	重症者等療養環境特別加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式23 ・ 様式23の 2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式23について、当該届出に係る病棟の平面図（当該届出に係る病室及びナースステーションが明示されている書類）
1-54	療養病棟療養環境加算 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式24 ・ 様式24の 2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式24について、当該届出に係る病棟の平面図（面積等が確認できる書類）
1-55	療養病棟療養環境加算 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式24 ・ 様式24の 2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式24について、当該届出に係る病棟の平面図（面積等が確認できる書類）

1-56	療養病棟療養環境改善加算 1	・様式24 ・様式24の2 ・様式24の3	・様式24について、当該届出に係る病棟の平面図（面積等が確認できる書類）
1-57	療養病棟療養環境改善加算 2	・様式24 ・様式24の2 ・様式24の3	・様式24について、当該届出に係る病棟の平面図（面積等が確認できる書類）
1-58	診療所療養病床療養環境加算	・様式25	・様式25について、当該届出に係る病棟の平面図（面積等が確認できる書類）
1-59	診療所療養病床療養環境改善加算	・様式25 ・様式25の2	・様式25について、当該届出に係る病棟の平面図（面積等が確認できる書類）
1-60	無菌治療室管理加算 1	・様式26の2	・様式26の2について、保険医療機関の平面図（当該届出に係る自家発電装置が確認できる書類） ・様式26の2について、当該届出に係る病棟の平面図（当該届出に係る病室が明示されており、滅菌水の供給場所や空調設備の概要が確認できる書類）
1-61	無菌治療室管理加算 2	・様式26の2	・様式26の2について、保険医療機関の平面図（当該届出に係る自家発電装置が確認できる書類） ・様式26の2について、当該届出に係る病棟の平面図（当該届出に係る病室が明示されており、滅菌水の供給場所や空調設備の概要が確認できる書類）
1-62	放射線治療病室管理加算（治療用放射性同位元素による場合）	・様式26の3	・様式26の3について、放射線治療病室又は特別措置病室の平面図（当該届出に係る病室が明示されており、必要な遮蔽物、放射線測定器、汚染除去にかかる器材、洗浄設備及び更衣設備の場所、並びに、放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示している場所がわかるもの。）、適宜写真等を添付してもよい。
1-63	放射線治療病室管理加算（密封小線源による場合）	・様式26の3	・様式26の3について、放射線治療病室又は特別措置病室の平面図（当該届出に係る病室が明示されており、当該届出に係る必要な遮蔽物や、放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示している場所のわかるもの）、適宜写真等を添付してもよい。
1-64	緩和ケア診療加算	・様式27	・様式27の「1」のア、イ、オ及びカ（医師）について、緩和ケアに関する研修を修了していることが確認できる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・様式27の「1」のウ及びキ（看護師）について、緩和ケア病棟等における研修を修了していることが確認できる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・様式27について、緩和ケアチームが当該医療機関において組織上明確な位置づけにあることが確認できる書類 ・様式27について、財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていることが確認できる書類
1-65	有床診療所緩和ケア診療加算	・様式27の2	・様式27の2の「1」のア（医師）について、緩和ケアに関する研修の修了の有無が確認できる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・様式27の2の「1」のイ（看護師）について、緩和ケア病棟等における研修の修了の有無が確認できる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）

1-66	小児緩和ケア診療加算	・ 様式27の3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式27の3の「1」のア及びイ（医師）について、緩和ケアに関する研修の修了の有無が確認できる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・ 様式27の3の「1」のウ（看護師）について、緩和ケア病棟等における研修の修了の有無が確認できる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・ 様式27の3について、小児緩和ケアチームが当該医療機関において組織上明確な位置づけにあることが確認できる文書を添付すること。 ・ 様式27の3について、財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていることが確認できる文書を添付すること。
1-67	精神科応急入院施設管理加算	・ 様式9 ・ 様式20 ・ 様式28	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式28について、精神保健福祉法第33条の7第1項に基づく都道府県知事による応急入院指定病院の指定通知書の写し ・ 様式28について、当該届出に係る病棟の平面図（当該管理に係る専用病床が明示されていること） <p>※様式20の精神保健指定医については、備考欄に指定医番号を記載してください。</p>
1-68	精神病棟入院時医学管理加算	・ 様式29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式29について、「精神科救急医療体制整備事業の実施について」（平成20年5月26日障発第0526001号に定められた精神科救急医療施設であることを示す書類
1-69	精神科地域移行実施加算	・ 様式30	
1-70	精神科身体合併症管理加算	・ 様式31	
1-71	精神科リエゾンチーム加算	・ 様式32	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式32の「1」のイ（看護師）について、精神科リエゾンに係る研修を修了していることが確認できる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・ 様式32について、精神科リエゾンに係る実施計画書及び治療評価書の写し
1-72	依存症入院医療管理加算	・ 様式32の3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式32の3の「3」及び「4」、「5」又は「6」について、依存症に係る研修を修了していることが確認できる修了証（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
1-73	摂食障害入院医療管理加算	・ 様式32の4	
1-74	リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算	・ 様式5の5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式5の5について、医師はリハビリテーションに係る研修を受講した修了証の写し（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
1-75	栄養サポートチーム加算	・ 様式34	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式34の「1」のア～エ（常勤医師、常勤看護師、常勤薬剤師、常勤管理栄養士）について、医療関連団体等により交付された研修修了証の写し（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・ 様式34について、栄養サポートチームが、当該医療機関において組織上明確な位置づけにあることが確認できる書類 <p>※様式34については、1チームにつき1部作成すること。</p>
1-76	医療安全対策加算1	・ 様式35	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式35について、医療安全管理者が、医療安全対策に係る適切な研修を修了していることが確認できる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・ 様式35について、医療安全管理部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる書類 ・ 様式35について、医療安全管理部門の業務指針及び医療安全管理者の業務内容が明記された書類

(1-76)	医療安全対策地域連携加算 1	・ 様式35の 4	・ 様式35の 4 の「1の(1)」の医師について、医療安全対策の経験が3年未満の場合は医療安全対策に係る適切な研修を修了していることが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)
1-77	医療安全対策加算2	・ 様式35	・ 様式35について、医療安全管理者が、医療安全対策に係る適切な研修を修了していることが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・ 様式35について、医療安全管理部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる書類 ・ 様式35について、医療安全管理部門の業務指針及び医療安全管理者の業務内容が明記された書類
(1-77)	医療安全対策地域連携加算 2	・ 様式35の 4	
1-78	感染対策向上加算 1	・ 様式35の 2	・ 様式35の 2 の「1」のイ（看護師）について、感染防止対策に係る適切な研修を修了していることが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・ 様式35の 2 について、感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる書類 (医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でも可) ・ 様式35の 2 について、感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者並びに感染制御チームの業務内容が明記された書類 (医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でも可) ・ 様式35の 2 について、標準予防策等の内容を盛り込んだ手順書 ・ 様式35の 2 の「6」について、サーベイランス事業の参加状況がわかる文書 ・ 様式35の 2 の「9」について、抗菌薬適正使用支援チームの業務内容が明記された文書
(1-78)	指導強化加算	・ 様式35の 3	
(1-78)	抗菌薬適正使用体制加算	・ 様式 1 の 5	様式 1 の 5 について、抗菌薬の使用状況のモニタリングを行うサーベイランス事業者が発行するAccess抗菌薬に分類されるものの使用比率及びサーベイランスに参加する医療機関中のパーセンタイル順位がわかる文書
1-79	感染対策向上加算 2	・ 様式35の 2	・ 様式35の 2 の「1」のウ及びエ（薬剤師及び臨床検査技師）について、適切な研修を修了している場合には、そのことが確認できる文書 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・ 様式35の 2 について、感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる書類 (医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でも可) ・ 様式35の 2 について、感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者並びに感染制御チームの業務内容が明記された書類 (医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でも可) ・ 様式35の 2 について、標準予防策等の内容を盛り込んだ手順書
(1-79)	連携強化加算	・ 様式 1 の 5	
(1-79)	サーベイランス強化加算	・ 様式 1 の 5	様式 1 の 5 について、サーベイランス事業の参加状況がわかる文書
(1-79)	抗菌薬適正使用体制加算	・ 様式 1 の 5	様式 1 の 5 について、抗菌薬の使用状況のモニタリングを行うサーベイランス事業者が発行するAccess抗菌薬に分類されるものの使用比率及びサーベイランスに参加する医療機関中のパーセンタイル順位がわかる文書

1-80	感染対策向上加算 3	・ 様式35の2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式35の2について、感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる書類 (医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でも可) ・ 様式35の2について、感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者並びに感染制御チームの業務内容が明記された書類 (医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でも可) ・ 様式35の2について、標準予防策等の内容を盛り込んだ手順書
(1-80)	連携強化加算	・ 様式1の5	
(1-80)	サーベイランス強化加算	・ 様式1の5	様式1の5について、サーベイランス事業の参加状況がわかる文書
(1-80)	抗菌薬適正使用体制加算	・ 様式1の5	様式1の5について、抗菌薬の使用状況のモニタリングを行うサーベイランス事業者が発行するAccess抗菌薬に分類されるものの使用比率及びサーベイランスに参加する医療機関中のパーセンタイル順位がわかる文書
1-81	患者サポート体制充実加算	・ 様式36	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式36について、相談窓口に配置されている職員が研修を修了している場合は、確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・ 様式36について、相談窓口の設置及び組織上の位置づけが確認できる書類 ・ 様式36について、患者等からの相談に対応するために整備しているマニュアル
1-82	重症患者初期支援充実加算	・ 様式36の2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式36の2について、研修を修了している場合は、研修の受講のわかる文書 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・ 様式36の2について、患者及びその家族等に対する支援に係る対応体制及び報告体制について整備しているマニュアル
1-83	報告書管理体制加算	・ 様式36の3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式36の3の「5」について、報告書確認管理者が、医療安全対策に係る適切な研修を修了したことを証明する書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)
1-84	褥瘡ハイリスク患者ケア加算	・ 様式37	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式37について、専従の褥瘡管理者の褥瘡等の創傷ケアに係る専門の研修を修了したことが確認できる文書 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)
1-85	ハイリスク妊娠管理加算	・ 様式38	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式38の「6」について、公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨の書類(産科医療補償責任保険加入者証の写し等)
1-86	ハイリスク分娩管理加算	・ 様式38	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式38の「6」について、公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨の書類(産科医療補償責任保険加入者証の写し等)
1-87	地域連携分娩管理加算	・ 様式38	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式38の「4」について、専門の知識を有することを医療関係団体等から認証された助産師であることが確認できる文書 (当該認証の名称、実施主体、修了日及び認証を受けた者の氏名等を記載した一覧でも可) ・ 様式38の「6」について、公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨の書類(産科医療補償責任保険加入者証の写し等)
1-88	精神科救急搬送患者地域連携紹介加算	・ 様式39の3	

1-89	精神科救急搬送患者地域連携受入加算	・様式39の3	
1-90	呼吸ケアチーム加算	・様式40の2	<p>・様式40の2の「1」のイ（看護師）について、呼吸ケアに係る適切な研修を修了していることが確認できる書類 （当該研修の名称、実施主体、修了日及び研修を受けた者の氏名等 を記載した一覧でも可）</p> <p>※専任チームの看護師が複数名いる場合は、それぞれについて必要な書類を添付すること。 （当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）</p> <p>・様式40の2について、呼吸ケアチームによる診療計画書（人工呼吸器装着患者の安全管理、合併症予防、人工呼吸器離脱計画、呼吸器リハビリテーション等の内容が含まれていれば、その様式は問わない。）</p>
1-91	術後疼痛管理チーム加算	・様式40の2の2	<p>・様式40の2の2の「1」のイ及びウ（看護師及び薬剤師）について、術後疼痛管理に係る適切な研修を修了していることが確認できる文書 （当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）</p> <p>※複数名いる場合はそれぞれの者に係る資料を添付 （当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）</p> <p>・様式40の2の2の「1」のイについて、保険医療機関における年間の麻酔管理症例数（200症例以上）が確認できる文書</p> <p>・様式40の2の2について、術後疼痛管理チームによる術後疼痛管理プロトコル（当該プロトコルには実施する術後疼痛管理方法、患者の安全管理、合併症予防、術後疼痛管理計画等の内容が含まれていれば、その様式は問わない）</p>
1-92	後発医薬品使用体制加算 1	・様式40の3	・様式40の3について、後発医薬品の採用について検討を行う委員会等の名称、目的、構成員の職種・氏名等、検討する内容、開催回数等が確認できる書類 （診療所を除く）
1-93	後発医薬品使用体制加算 2	・様式40の3	・様式40の3について、後発医薬品の採用について検討を行う委員会等の名称、目的、構成員の職種・氏名等、検討する内容、開催回数等が確認できる書類 （診療所を除く）
1-94	後発医薬品使用体制加算 3	・様式40の3	・様式40の3について、後発医薬品の採用について検討を行う委員会等の名称、目的、構成員の職種・氏名等、検討する内容、開催回数等が確認できる書類 （診療所を除く）
1-95	バイオ後続品使用体制加算	・様式40の3の2	・様式40の3の2について、バイオ後続品の採用について検討を行う委員会等の名称、目的、構成員の職種・氏名等、検討する内容、開催回数等が確認できる書類
1-96	病棟薬剤業務実施加算 1	・様式40の4	<p>・様式40の4の「3」について、医薬品情報管理室から医療従事者に提供した情報の例</p> <p>・様式40の4の「5」について、データベースの概要等、医療従事者が情報を容易に入手できることが確認できる書類</p> <p>・様式40の4の「6」について、重大な副作用等の情報を得た際に迅速な措置を講じるための組織の体制及び情報伝達の流れが確認できる書類</p> <p>・様式40の4について、「3」から「6」に係る業務手順書の写し</p>
(1-96)	薬剤業務向上加算	・様式40の4の2	・様式40の4の2について、「3」の（2）については、基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）の3（5）イで規定に基づき策定した出向に関する具体的な計画
1-97	病棟薬剤業務実施加算 2	・様式40の4	<p>・様式40の4の「3」について、医薬品情報管理室から医療従事者に提供した情報の例</p> <p>・様式40の4の「5」について、データベースの概要等、医療従事者が情報を容易に入手できることが確認できる書類</p> <p>・様式40の4の「6」について、重大な副作用等の情報を得た際に迅速な措置を講じるための組織の体制及び情報伝達の流れが確認できる書類</p> <p>・様式40の4について、「3」から「6」に係る業務手順書の写し</p>

1-98	データ提出加算	<ul style="list-style-type: none"> ・様式40の5 ・様式40の7 ・様式40の8 	※様式40の5について、様式40の8の届出を行った保険医療機関が再度本届出を行う場合は、本届出書にデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されたことを示す書面
1-99	入退院支援加算	<ul style="list-style-type: none"> ・様式40の9 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式40の9について、部門の設置が有る場合には、それを確認できる書類 ・様式40の9の「1」について、「入退院支援及び5年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有し、小児患者の在宅移行に係る適切な研修を修了した専任の看護師」を配置する場合は、当該研修を修了していることが確認できる書類（入退院支援加算3の届出の場合のみ） （当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・様式40の9について、連携機関の職員との面会頻度について、過去1年間の面会状況が分かる文書
(1-99)	告示注4（地域連携診療計画加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式40の9 ・様式12（特掲別添2） ・様式12の2（特掲別添2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式40の9について、連携機関の職員との面会頻度について、過去1年間の面会状況が分かる文書 ・様式12（特掲別添2）について、連携保険医療機関等において共有された地域連携診療計画の写し
(1-99)	告示注7（入院時支援加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式40の9 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式40の9について、部門の設置が有る場合には、それを確認できる書類 ・様式40の9について、連携機関の職員との面会頻度について、過去1年間の面会状況が分かる文書
(1-99)	告示注8（総合機能評価加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式40の9 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式40の9について、部門の設置が有る場合には、それを確認できる書類 ・様式40の9について、連携機関の職員との面会頻度について、過去1年間の面会状況が分かる文書 ・様式40の9の「5」について、総合的な機能評価に係る適切な研修を修了した医師若しくは歯科医師を記入する場合は、当該研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
1-100	精神科入退院支援加算	<ul style="list-style-type: none"> ・様式40の9の2 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式40の9の2について、部門の設置が有る場合には、それを確認できる書類
1-101	医療的ケア児（者）入院前支援加算	<ul style="list-style-type: none"> ・様式40の9の3 	
1-102	認知症ケア加算【加算1】	<ul style="list-style-type: none"> ・様式40の10 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式40の10の「1」のア（医師）について、精神科もしくは神経内科を主たる業務とした経験が3年未満の場合は適切な研修を修了したことが確認できる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・様式40の10の「1」のイ（看護師）について、認知症看護に係る適切な研修を修了していることが確認できる書類 （当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・様式40の10の「1」のウ（社会福祉士又は精神保健福祉士）について、認知症患者又は要介護者の退院調整に係る経験がない場合は介護支援専門員証の写し ・様式40の10の「5」の看護師について、認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修又は院内研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・様式40の10について、認知症ケアチームが当該医療機関において組織上明確な位置づけであることが確認できる書類

1-103	認知症ケア加算【加算2】	・様式40の11	<ul style="list-style-type: none"> ・様式40の11の「2」の医師について、精神科もしくは神経内科を主たる業務とした経験が3年未満の場合は適切な研修を修了したことが確認できる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・様式40の11の「2」の看護師について、認知症看護に係る適切な研修を修了していることが確認できる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・様式40の11の「4」の看護師について、認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修又は院内研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・様式40の11の「4」の看護師について、認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る院内研修を受講している看護師が含まれる場合は、院内研修の実施状況が分かる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
1-104	認知症ケア加算【加算3】	・様式40の11	<ul style="list-style-type: none"> ・様式40の11の「4」の看護師について、認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修又は院内研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・様式40の11の「4」の看護師について、認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る院内研修を受講している看護師が含まれる場合は、院内研修の実施状況が分かる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
1-105	せん妄ハイリスク患者ケア加算	・別添7の2	
1-106	精神疾患診療体制加算	・様式40の12	
1-107	精神科急性期医師配置加算	・様式40の13 ・様式53	
1-108	排尿自立支援加算	・様式40の14	<ul style="list-style-type: none"> ・様式40の14「1」のア（医師）について、泌尿器科以外の医師の場合は適切な研修を修了したことが確認できる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・様式40の14「1」のイ（看護師）については、所定の研修を修了したことが確認できる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
1-109	地域医療体制確保加算	・様式40の15 ・様式40の16	・様式40の16について、当該保険医療機関の「医師労働時間短縮計画」
1-110	協力対象施設入所者入院加算	・様式40の18	・様式40の18について、24時間の直接連絡を受ける体制について、連携介護保険施設等に交付する文書
1-111	地域歯科診療支援病院入院加算	・様式41	
1-112	救命救急入院料1	・様式42 ・様式43 ・様式20 ・様式5 ・様式6 ・様式7	<ul style="list-style-type: none"> ・様式42について、届出前1か月の各治療室の勤務実績表 ・様式42について、日々の入院患者数等により看護師の配置状況が確認できる書類 ・様式42について、救命救急センターの平面図（面積等が確認できる書類）

(1-112)	告示注 1 (算定上限日数に係る施設基準)	—	※告示注 8 (早期離床・リハビリテーション加算) 又は告示注 9 (早期栄養介入管理加算) の届出を行ってればよく、当該治療室に入院する患者について、関連学会と連携の上、適切な管理等を行っていること。
(1-112)	告示注 2 (精神疾患診断治療初回加算「イ」)	・様式42の 6	・様式42の 6 について、適切な研修を修了していることがわかる修了証 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)
(1-112)	告示注 3 (救急体制充実加算)	—	
(1-112)	告示注 4 に規定する加算	—	
(1-112)	告示注 6 (小児加算)	—	
(1-112)	告示注 8 (早期離床・リハビリテーション加算)	・様式42の 3	・様式42の 3 について、従事者が看護師である場合は、適切な研修を修了していることが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式42の 3 について、早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル
(1-112)	告示注 9 (早期栄養介入管理加算)	・様式42の 4	
1-113	救命救急入院料 2	・様式42 ・様式43 ・様式20 ・様式 5 ・様式 6 ・様式 7	・様式42について、届出前 1 か月の各治療室の勤務実績表の写し ・様式42について、日々の入院患者数等により看護師の配置状況が確認できる書類 ・様式42について、救命救急センターの平面図(面積等が確認できる書類)の写し
(1-113)	告示注 1 (算定上限日数に係る施設基準)	—	※告示注 8 (早期離床・リハビリテーション加算) 又は告示注 9 (早期栄養介入管理加算) の届出を行ってればよく、当該治療室に入院する患者について、関連学会と連携の上、適切な管理等を行っていること。
(1-113)	告示注 2 (精神疾患診断治療初回加算「イ」)	・様式42の 6	・様式42の 6 について、適切な研修を修了していることがわかる修了証 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)
(1-113)	告示注 3 (救急体制充実加算)	—	
(1-113)	告示注 4 に規定する加算	—	
(1-113)	告示注 6 (小児加算)	—	

(1-113)	告示注 8 (早期離床・リハビリテーション加算)	・様式42の 3	・様式42の 3 について、従事者が看護師である場合は、適切な研修を修了していることが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式42の 3 について、早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル
(1-113)	告示注 9 (早期栄養介入管理加算)	・様式42の 4	
(1-113)	告示注11 (重症患者対応体制強化加算)	・様式42の 7	・様式42の 7 の 1 のアに掲げる看護師が、集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を修了していることが確認できる文書 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式42の 7 の 1 のウに掲げる看護師が、集中治療を必要とする患者の看護に関する研修を修了していること又は受講中であることが確認できる文書 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)
1-114	救命救急入院料 3	・様式42 ・様式43 ・様式20 ・様式 5 ・様式 6 ・様式 7	・様式42について、届出前 1 か月の各治療室の勤務実績表 ・様式42について、日々の入院患者数等により看護師の配置状況が確認できる書類 ・様式42について、救命救急センターの平面図 (面積等が確認できる書類)
(1-114)	告示注 1 (算定上限日数に係る施設基準)	—	※告示注 8 (早期離床・リハビリテーション加算) 又は告示注 9 (早期栄養介入管理加算) の届出を行っていただくと、当該治療室に入院する患者について、関連学会と連携の上、適切な管理等を行っていること。
(1-114)	告示注 2 (精神疾患診断治療初回加算「イ」)	・様式42の 6	・様式42の 6 について、適切な研修を修了していることがわかる修了証 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)
(1-114)	告示注 3 (救急体制充実加算)	—	
(1-114)	告示注 4 に規定する加算	—	
(1-114)	告示注 6 (小児加算)	—	
(1-114)	告示注 8 (早期離床・リハビリテーション加算)	・様式42の 3	・様式42の 3 について、従事者が看護師である場合は、適切な研修を修了していることが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式42の 3 について、早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル
(1-114)	告示注 9 (早期栄養介入管理加算)	・様式42の 4	

1-115	救命救急入院料 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式42 ・ 様式43 ・ 様式20 ・ 様式5 ・ 様式6 ・ 様式7 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式42について、届出前1か月の各治療室の勤務実績表の写し ・ 様式42について、日々の入院患者数等により看護師の配置状況が確認できる書類 ・ 様式42について、救命救急センターの平面図（面積等が確認できる書類）の写し ・ 様式42の専任の常勤看護師について、当該治療室内に週20時間以上勤務していることが確認できる書類 ・ 様式42の専任の常勤看護師について、適切な研修を修了していることが確認できる書類 （当該認証の名称、実施主体、終了日及び認証を受けた者の氏名等を記載した一覧でも可）
(1-115)	告示注1（算定上限日数に係る施設基準）	—	※告示注8（早期離床・リハビリテーション加算）又は告示注9（早期栄養介入管理加算）の届出を行っていただくと、当該治療室に入院する患者について、関連学会と連携の上、適切な管理等を行っていること。
(1-115)	告示注2（精神疾患診断治療初回加算「イ」）	・ 様式42の6	・ 様式42の6について、適切な研修を修了していることがわかる修了証 （当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
(1-115)	告示注3（救急体制充実加算）	—	
(1-115)	告示注4に規定する加算	—	
(1-115)	告示注6（小児加算）	—	
(1-115)	告示注8（早期離床・リハビリテーション加算）	・ 様式42の3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式42の3について、従事者が看護師である場合は、適切な研修を修了していることが確認できる書類 （当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・ 様式42の3について、早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル
(1-115)	告示注9（早期栄養介入管理加算）	・ 様式42の4	
(1-115)	告示注11（重症患者対応体制強化加算）	・ 様式42の7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式42の7の1のアに掲げる看護師が、集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・ 様式42の7の1のウに掲げる看護師が、集中治療を必要とする患者の看護に関する研修を修了していること又は受講中であることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
1-116	特定集中治療室管理料 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式42 ・ 様式43 ・ 様式20 ・ 様式5 ・ 様式6 ・ 様式7 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式42について、届出前1か月の各治療室の勤務実績表 ・ 様式42について、臨床工学技士の配置状況が確認できる臨床工学技士の勤務計画表（勤務実績） ・ 様式42について、届出前1か月の日々の入院患者数等により看護師の配置状況が確認できる書類 ・ 様式42について、当該治療室の平面図（面積等が確認できるもの） ・ 様式42の専任の常勤看護師について、当該治療室内に週20時間以上勤務していることが確認できる書類 ・ 様式42の専任の常勤看護師について、適切な研修を修了していることが確認できる書類 （当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・ 様式20について、特定集中治療の経験を5年以上有する医師については、5年以上の特定集中治療の経験が確認できる書類（「疑義解釈資料の送付について（その1）」（平成26年3月31日付事務連絡）問43及び「疑義解釈資料の送付について（その2）」（平成26年4月4日付事務連絡）問22等参照）

(1-116)	告示注1 (算定上限日数に係る施設基準)	-	※告示注4 (早期離床・リハビリテーション加算) 又は告示注5 (早期栄養介入管理加算) の届出を行ってればよく、当該治療室に入院する患者について、関連学会と連携の上、適切な管理等を行っていること。
(1-116)	告示注2 (小児加算)	-	
(1-116)	告示注4 (早期離床・リハビリテーション加算)	・様式42の3	・様式42の3について、従事者が看護師である場合は、適切な研修を修了していることが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式42の3について、早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル
(1-116)	告示注5 (早期栄養介入管理加算)	・様式42の4	
(1-116)	告示注6 (重症患者対応体制強化加算)	・様式42の7	・様式42の7の1のアに掲げる看護師が、集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を修了していることが確認できる文書 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式42の7の1のウに掲げる看護師が、集中治療を必要とする患者の看護に関する研修を修了していること又は受講中であることが確認できる文書 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)
1-117	特定集中治療室管理料2	・様式42 ・様式43 ・様式20 ・様式5 ・様式6 ・様式7	・様式42について、届出前1か月の各治療室の勤務実績表 ・様式42について、臨床工学技士の配置状況が確認できる臨床工学技士の勤務計画表 (勤務実績) ・様式42について、届出前1か月の日々の入院患者数等により看護師の配置状況が確認できる書類 ・様式42について、当該治療室の平面図 (面積等が確認できるもの) ・様式42の専任の常勤看護師について、当該治療室内に週20時間以上勤務していることが確認できる書類 ・様式42の専任の常勤看護師について、適切な研修を修了していることが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式20について、特定集中治療の経験を5年以上有する医師については、5年以上の特定集中治療の経験が確認できる書類 (「疑義解釈資料の送付について (その1)」 (平成26年3月31日付事務連絡) 問43及び「疑義解釈資料の送付について (その2)」 (平成26年4月4日付事務連絡) 問22等参照)
(1-117)	告示注1 (算定上限日数に係る施設基準)	-	※告示注4 (早期離床・リハビリテーション加算) 又は告示注5 (早期栄養介入管理加算) の届出を行ってればよく、当該治療室に入院する患者について、関連学会と連携の上、適切な管理等を行っていること。
(1-117)	告示注2 (小児加算)	-	
(1-117)	告示注4 (早期離床・リハビリテーション加算)	・様式42の3	・様式42の3について、従事者が看護師である場合は、適切な研修を修了していることが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式42の3について、早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル
(1-117)	告示注5 (早期栄養介入管理加算)	・様式42の4	

(1-117)	告示注 6 (重症患者対応体制強化加算)	・様式42の 7	<ul style="list-style-type: none"> ・様式42の 7 の 1 のアに掲げる看護師が、集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を修了していることが確認できる文書 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式42の 7 の 1 のウに掲げる看護師が、集中治療を必要とする患者の看護に関する研修を修了していること又は受講中であることが確認できる文書 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)
1-118	特定集中治療室管理料 3	<ul style="list-style-type: none"> ・様式42 ・様式43 ・様式20 ・様式 5 ・様式 6 ・様式 7 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式42について、届出前 1 か月の各治療室の勤務実績表の写し ・様式42について、届出前 1 か月の日々の入院患者数等により看護師の配置状況が確認できる書類 ・様式42について、当該治療室の平面図 (面積等が確認できるもの) の写し
(1-118)	告示注 1 (算定上限日数に係る施設基準)	—	※告示注 4 (早期離床・リハビリテーション加算) 又は告示注 5 (早期栄養介入管理加算) の届出を行っていただくと、当該治療室に入院する患者について、関連学会と連携の上、適切な管理等を行っていること。
(1-118)	告示注 2 (小児加算)	—	
(1-118)	告示注 4 (早期離床・リハビリテーション加算)	・様式42の 3	<ul style="list-style-type: none"> ・様式42の 3 について、従事者が看護師である場合は、適切な研修を修了していることが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式42の 3 について、早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル
(1-118)	告示注 5 (早期栄養介入管理加算)	・様式42の 4	
(1-118)	告示注 6 (重症患者対応体制強化加算)	・様式42の 7	<ul style="list-style-type: none"> ・様式42の 7 の 1 のアに掲げる看護師が、集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を修了していることが確認できる文書 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式42の 7 の 1 のウに掲げる看護師が、集中治療を必要とする患者の看護に関する研修を修了していること又は受講中であることが確認できる文書 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)
1-119	特定集中治療室管理料 4	<ul style="list-style-type: none"> ・様式42 ・様式43 ・様式20 ・様式 5 ・様式 6 ・様式 7 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式42について、届出前 1 か月の各治療室の勤務実績表の写し ・様式42について、届出前 1 か月の日々の入院患者数等により看護師の配置状況が確認できる書類 ・様式42について、当該治療室の平面図 (面積等が確認できるもの) の写し
(1-119)	告示注 1 (算定上限日数に係る施設基準)	—	※告示注 4 (早期離床・リハビリテーション加算) 又は告示注 5 (早期栄養介入管理加算) の届出を行っていただくと、当該治療室に入院する患者について、関連学会と連携の上、適切な管理等を行っていること。
(1-119)	告示注 2 (小児加算)	—	

(1-119)	告示注 4 (早期離床・リハビリテーション加算)	・様式42の 3	・様式42の 3 について、従事者が看護師である場合は、適切な研修を修了していることが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式42の 3 について、早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル
(1-119)	告示注 5 (早期栄養介入管理加算)	・様式42の 4	
(1-119)	告示注 6 (重症患者対応体制強化加算)	・様式42の 7	・様式42の 7 の 1 のアに掲げる看護師が、集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を修了していることが確認できる文書 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式42の 7 の 1 のウに掲げる看護師が、集中治療を必要とする患者の看護に関する研修を修了していること又は受講中であることが確認できる文書 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)
1-120	特定集中治療室管理料 5	・様式42 ・様式43 ・様式20 ・様式 5 ・様式 6 ・様式 7	・様式42について、届出前 1 か月の各治療室の勤務実績表 ・様式42について、届出前 1 か月の日々の入院患者数等により看護師の配置状況が確認できる書類 ・様式42について、当該治療室の平面図 (面積等が確認できるもの) ・様式42の専任の常勤看護師について、当該治療室内に週 2 0 時間以上勤務していることが確認できる書類 ・様式42の専任の常勤看護師について、適切な研修を修了していることが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)
(1-120)	告示注 1 (算定上限日数に係る施設基準)	—	※告示注 4 (早期離床・リハビリテーション加算) 又は告示注 5 (早期栄養介入管理加算) の届出を行っていただくと、当該治療室に入院する患者について、関連学会と連携の上、適切な管理等を行っていること。
(1-120)	告示注 2 (小児加算)	—	
(1-120)	告示注 4 (早期離床・リハビリテーション加算)	・様式42の 3	・様式42の 3 について、従事者が看護師である場合は、適切な研修を修了していることが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式42の 3 について、早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル
(1-120)	告示注 5 (早期栄養介入管理加算)	・様式42の 4	
(1-120)	告示注 6 (重症患者対応体制強化加算)	・様式42の 7	・様式42の 7 の 1 のアに掲げる看護師が、集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を修了していることが確認できる文書 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式42の 7 の 1 のウに掲げる看護師が、集中治療を必要とする患者の看護に関する研修を修了していること又は受講中であることが確認できる文書 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)
1-121	特定集中治療室管理料 6	・様式42 ・様式43 ・様式20 ・様式 5 ・様式 6 ・様式 7	・様式42について、届出前 1 か月の各治療室の勤務実績表 ・様式42について、届出前 1 か月の日々の入院患者数等により看護師の配置状況が確認できる書類 ・様式42について、当該治療室の平面図 (面積等が確認できるもの) ・様式42の専任の常勤看護師について、当該治療室内に週 2 0 時間以上勤務していることが確認できる書類 ・様式42の専任の常勤看護師について、適切な研修を修了していることが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)

(1-121)	告示注1 (算定上限日数に係る施設基準)	-	※告示注4 (早期離床・リハビリテーション加算) 又は告示注5 (早期栄養介入管理加算) の届出を行っていただくと、当該治療室に入院する患者について、関連学会と連携の上、適切な管理等を行っていること。
(1-121)	告示注2 (小児加算)	-	
(1-121)	告示注4 (早期離床・リハビリテーション加算)	・様式42の3	・様式42の3について、従事者が看護師である場合は、適切な研修を修了していることが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式42の3について、早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル
(1-121)	告示注5 (早期栄養介入管理加算)	・様式42の4	
(1-121)	告示注6 (重症患者対応体制強化加算)	・様式42の7	・様式42の7の1のアに掲げる看護師が、集中治療を必要とする患者の看護に関する適切な研修を修了していることが確認できる文書 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式42の7の1のウに掲げる看護師が、集中治療を必要とする患者の看護に関する研修を修了していること又は受講中であることが確認できる文書 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)
1-122	ハイケアユニット入院医療管理料1	・様式43 ・様式44 ・様式20 ・様式5 ・様式6 ・様式7	・様式44について、届出前1か月の各治療室の勤務実績表 ・様式44について、届出前1か月の日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が確認できる書類
(1-122)	告示注3 (早期離床・リハビリテーション加算)	・様式42の3	・様式42の3について、従事者が看護師である場合は、適切な研修を修了していることが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式42の3について、早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル
(1-122)	告示注4 (早期栄養介入管理加算)	・様式42の4	
1-123	ハイケアユニット入院医療管理料2	・様式43 ・様式44 ・様式20 ・様式5 ・様式6 ・様式7	・様式44について、届出前1か月の各治療室の勤務実績表 ・様式44について、届出前1か月の日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が確認できる書類
(1-123)	告示注3 (早期離床・リハビリテーション加算)	・様式42の3	・様式42の3について、従事者が看護師である場合は、適切な研修を修了していることが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式42の3について、早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル

(1-123)	告示注 4 (早期栄養介入管理加算)	・様式42の 4	
1-124	脳卒中ケアユニット入院医療管理料	・様式10 ・様式45 ・様式20 ・様式 5 ・様式 6 ・様式 7	<ul style="list-style-type: none"> ・様式45について、届出前 1 か月の各治療室の勤務実績表 ・様式45について、届出前 1 か月の日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が確認できる書類 ・様式45について、専任の医師の配置状況がわかる書類 ・様式45の 1 の(1)及び(5)に記載する医師及び理学療法士又は作業療法士について、経験が確認できる文書
(1-124)	告示注 3 (早期離床・リハビリテーション加算)	・様式42の 3	<ul style="list-style-type: none"> ・様式42の 3 について、従事者が看護師である場合は、適切な研修を修了していることが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式42の 3 について、早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル
(1-124)	告示注 4 (早期栄養介入管理加算)	・様式42の 4	
1-125	小児特定集中治療室管理料	・様式43の 2 ・様式48 ・様式20 ・様式 5 ・様式 6 ・様式 7	<ul style="list-style-type: none"> ・様式43の 2 について、届出前 1 か月の各治療室の勤務実績表 ・様式43の 2 について、届出前 1 か月の日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が確認できる書類 ・様式43の 2 について、治療室の平面図 (面積等が確認できる書類)
(1-125)	告示注 3 (早期離床・リハビリテーション加算)	・様式42の 3	<ul style="list-style-type: none"> ・様式42の 3 について、従事者が看護師である場合は、適切な研修を修了していることが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) ・様式42の 3 について、早期離床・リハビリテーションに関するプロトコル
(1-125)	告示注 4 (早期栄養介入管理加算)	・様式42の 4	
1-126	新生児特定集中治療室管理料 1	・様式42の 2 ・様式20 ・様式 5 ・様式 6 ・様式 7	<ul style="list-style-type: none"> ・様式42の 2 について、届出前 1 か月の各治療室の勤務実績表 ・様式42の 2 について、届出前 1 か月の日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が確認できる書類 ・様式42の 2 について、治療室の平面図 (面積等が確認できる書類)
1-127	新生児特定集中治療室管理料 2	・様式42の 2 ・様式20 ・様式 5 ・様式 6 ・様式 7	<ul style="list-style-type: none"> ・様式42の 2 について、届出前 1 か月の各治療室の勤務実績表 ・様式42の 2 について、届出前 1 か月の日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が確認できる書類 ・様式42の 2 について、治療室の平面図 (面積等が確認できる書類)

1-128	新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・様式42の2 ・様式20 ・様式5 ・様式6 ・様式7 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式42の2について、届出前1か月の各治療室の勤務実績表 ・様式42の2について、届出前1か月の日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が確認できる書類 ・様式42の2について、治療室の平面図（面積等が確認できる書類）
1-129	総合周産期特定集中治療室管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・様式42の2 ・様式20 ・様式5 ・様式6 ・様式7 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式42の2について、届出前1か月の各治療室の勤務実績表 ・様式42の2について、届出前1か月の日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が確認できる書類 ・様式42の2について、治療室の平面図（面積等が確認できる書類）
(1-129)	告示注3（成育連携支援加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式45の3 	
1-130	新生児治療回復室入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・様式42の2 ・様式45の2 ・様式20 ・様式5 ・様式6 ・様式7 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式42の2について、届出前1か月の各治療室の勤務実績表 ・様式42の2について、届出前1か月の日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が確認できる書類 ・様式42の2について、治療室の平面図（面積等が確認できる書類） ・様式45の2について、届出前1か月の各治療室の勤務実績表 ・様式45の2について、日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が分かる書類
1-131	一類感染症患者入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式20 ・様式46 ・様式5 ・様式6 ・様式7 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式46について、様式9に合わせ日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が確認できる書類 ・様式46について、感染症法第6条第12項に規定する特定感染症指定医療機関又は同法第6条第13項に規定する第一種感染症指定医療機関であることが確認できる書類 ・様式46について、治療室の平面図（面積等が確認できるもの）
1-132	特殊疾患入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式20 ・様式47 ・様式5 ・様式6 ・様式7 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該病棟の平面図（面積等が確認できるもの）の写し
1-133	小児入院医療管理料1	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式20 ・様式48 ・様式5 ・様式6 ・様式7 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式48について、新生児又は小児の集中治療を行う体制が確認できる書類 ・様式48について、様式9に合わせ日々の入院患者数等により、夜間の看護師の配置状況が確認できる書類

(1-133)	注2に規定する加算（保育士1名の場合、保育士2名以上の場合）	・様式48の3	・様式48の3について、当該加算の対象となるプレイルームのある病棟の平面図 ・様式48の3について、プレイルーム内にある遊具及び玩具のリスト
(1-133)	告示注5（無菌治療管理加算）	・様式26の2	・様式26の2について、保険医療機関の平面図（当該届出に係る自家発電装置が確認できる書類） ・様式26の2について、当該届出に係る病棟の平面図（当該届出に係る病室が明示されており、滅菌水の供給場所や空調設備の概要が確認できる書類）
(1-133)	告示注7（養育支援体制加算）	・様式48の3	・様式48の3について、養育支援に関するプロトコル
(1-133)	告示注8 （時間外受入体制強化加算1）	・様式48の3	・様式48の3の「5」の(3)「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等」の項目のうち口に「✓」を記入したものについて、以下の書類を添付すること。 ・アからエについては、届出前1か月の当該病棟の勤務実績が分かる書類 ・オについては、深夜や早朝における業務量を把握した上で早出・遅出等の柔軟な勤務体制を設定していることが分かる書類、届出前1か月の早出・遅出等の勤務体制の活用実績が分かる書類 ・カについては、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規程及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類 ・キについては、院内保育所の開所時間が分かる書類、届出前1か月の利用実績が分かる資料 ・クについては、使用機器等が分かる書類、使用機器等が看護要員の業務負担軽減に資するかどうか評価を行っていることが分かる書類
(1-133)	告示注9（看護補助加算）	・様式9 ・様式10 ・様式13の3 ・様式18の3	※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。 ※様式10は地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2又は13対1入院基本料を算定する病棟において看護補助加算1を届け出る場合に限る ・様式18の3について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・様式18の3の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
(1-133)	告示注10（看護補助体制充実加算）	・様式9 ・様式10 ・様式13の3 ・様式18の3	※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。 ・様式18の3について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・様式18の3の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
1-134	小児入院医療管理料2	・様式9 ・様式20 ・様式48 ・様式5 ・様式6 ・様式7	※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。 ※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。 ・様式48について、24時間365日小児救急医療の提供をしていることが確認できる書類 ・様式48について、様式9に合わせ日々の入院患者数等により、夜間の看護師の配置状況が確認できる書類
(1-134)	注2に規定する加算（保育士1名の場合、保育士2名以上の場合）	・様式48の3	・様式48の3について、当該加算の対象となるプレイルームのある病棟の平面図 ・様式48の3について、プレイルーム内にある遊具及び玩具のリスト
(1-134)	告示注5（無菌治療管理加算）	・様式26の2	・様式26の2について、保険医療機関の平面図（当該届出に係る自家発電装置が確認できる書類） ・様式26の2について、当該届出に係る病棟の平面図（当該届出に係る病室が明示されており、滅菌水の供給場所や空調設備の概要が確認できる書類）
(1-134)	告示注7（養育支援体制加算）	・様式48の3	・様式48の3について、養育支援に関するプロトコル

(1-134)	告示注 8 (時間外受入体制強化加算 2)	・様式48の 3	<ul style="list-style-type: none"> ・様式48の 3 の「5」の(3)「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等」の項目のうち口に「✓」を記入したものについて、以下の書類を添付すること。 * アからエについては、届出前 1 か月の当該病棟の勤務実績が分かる書類 * オについては、深夜や早朝における業務量を把握した上で早出・遅出等の柔軟な勤務体制を設定していることが分かる書類、届出前 1 か月の早出・遅出等の勤務体制の活用実績が分かる書類 * カについては、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規程及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類 * キについては、院内保育所の開所時間が分かる書類、届出前 1 か月の利用実績が分かる資料 * クについては、使用機器等が分かる書類、使用機器等が看護要員の業務負担軽減に資するかどうか評価を行っていることが分かる書類
(1-134)	告示注 9 (看護補助加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式10 ・様式13の 3 ・様式18の 3 	<ul style="list-style-type: none"> ※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。 ※様式 10 は地域一般入院料 1 若しくは地域一般入院料 2 又は13対 1 入院基本料を算定する病棟において看護補助加算 1 を届け出る場合に限る ・様式18の 3 について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・様式18の 3 の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
(1-134)	告示注10 (看護補助体制充実加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式10 ・様式13の 3 ・様式18の 3 	<ul style="list-style-type: none"> ※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。 ・様式18の 3 について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・様式18の 3 の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
1-135	小児入院医療管理料 3	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式20 ・様式48 ・様式 5 ・様式 6 ・様式 7 	<ul style="list-style-type: none"> ※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。 ※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。 ・様式48について、様式 9 に合わせ日々の入院患者数等により、夜間の看護師の配置状況が確認できる書類
(1-135)	注 2 に規定する加算（保育士 1 名の場合、保育士 2 名以上の場合）	・様式48の 3	<ul style="list-style-type: none"> ・様式48の 3 について、当該加算の対象となるプレイルームのある病棟の平面図 ・様式48の 3 について、プレイルーム内にある遊具及び玩具のリスト
(1-135)	告示注 4 (重症児受入体制加算 1)	・様式48の 3	<ul style="list-style-type: none"> ・様式48の 3 について、当該加算の対象となるプレイルームのある病棟の平面図 ・様式48の 3 について、プレイルーム内にある遊具及び玩具のリスト
(1-135)	告示注 5 (無菌治療管理加算)	・様式26の 2	<ul style="list-style-type: none"> ・様式26の 2 について、保険医療機関の平面図（当該届出に係る自家発電装置が確認できる書類） ・様式26の 2 について、当該届出に係る病棟の平面図（当該届出に係る病室が明示されており、滅菌水の供給場所や空調設備の概要が確認できる書類）
(1-135)	告示注 7 (養育支援体制加算)	・様式48の 3	・様式48の 3 について、養育支援に関するプロトコル

(1-135)	告示注9（看護補助加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式10 ・様式13の3 ・様式18の3 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式10は地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2又は13対1入院基本料を算定する病棟において看護補助加算1を届け出る場合に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式18の3について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・様式18の3の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
(1-135)	告示注10（看護補助体制充実加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式10 ・様式13の3 ・様式18の3 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式18の3について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・様式18の3の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
1-136	小児入院医療管理料4	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式20 ・様式48 ・様式48の2 ・様式5 ・様式6 ・様式7 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式48について、様式9に合わせ日々の入院患者数等により、夜間の看護師の配置状況が確認できる書類
(1-136)	注2に規定する加算（保育士1名の場合、保育士2名以上の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式48の3 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式48の3について、当該加算の対象となるプレイルームのある病棟の平面図 ・様式48の3について、プレイルーム内にある遊具及び玩具のリスト
(1-136)	告示注4（重症児受入体制加算1）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式48の3 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式48の3について、当該加算の対象となるプレイルームのある病棟の平面図 ・様式48の3について、プレイルーム内にある遊具及び玩具のリスト
(1-136)	告示注5（無菌治療管理加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式26の2 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式26の2について、保険医療機関の平面図（当該届出に係る自家発電装置が確認できる書類） ・様式26の2について、当該届出に係る病棟の平面図（当該届出に係る病室が明示されており、滅菌水の供給場所や空調設備の概要が確認できる書類）
(1-136)	告示注7（養育支援体制加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式48の3 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式48の3について、養育支援に関するプロトコル
1-137	小児入院医療管理料5	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式20 ・様式48 ・様式5 ・様式6 ・様式7 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式48について、結核病棟又は精神病棟に係る当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が15又はその端数を増すごとに1に相当する数以上であり、看護職員の最小必要数の4割以上が看護師であることが確認できる、入院基本料の届出の写し
(1-137)	注2に規定する加算（保育士1名の場合、保育士2名以上の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式48の3 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式48の3について、当該加算の対象となるプレイルームのある病棟の平面図 ・様式48の3について、プレイルーム内にある遊具及び玩具のリスト
(1-137)	告示注4（重症児受入体制加算1）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式48の3 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式48の3について、当該加算の対象となるプレイルームのある病棟の平面図 ・様式48の3について、プレイルーム内にある遊具及び玩具のリスト

(1-137)	告示注 5（無菌治療管理加算）	・様式26の 2	<ul style="list-style-type: none"> ・様式26の 2 について、保険医療機関の平面図（当該届出に係る自家発電装置が確認できる書類） ・様式26の 2 について、当該届出に係る病棟の平面図（当該届出に係る病室が明示されており、滅菌水の供給場所や空調設備の概要が確認できる書類）
(1-137)	告示注 7（養育支援体制加算）	・様式48の 3	<ul style="list-style-type: none"> ・様式48の 3 について、養育支援に関するプロトコル
1-138	地域包括医療病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式10 ・様式20 ・様式45の 4 ・様式 5 ・様式 6 ・様式 7 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式45の 4 について、当該病棟の平面図（面積等がわかるもの）
(1-138)	告示注 5（看護補助体制加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式10 ・様式13の 3 ・様式18の 3 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式18の 3 の「3」の 1）の①に該当する場合は、各月の緊急入院患者数が確認できる資料（直近 1 年間分） ・様式18の 3 の「3」の 1）の②に該当する場合は、当該保険医療機関がその指定を受けたことが確認できる資料 ・様式18の 3 の「4」について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類
(1-138)	告示注 6（夜間看護補助体制加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式10 ・様式13の 3 ・様式18の 3 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式18の 3 の「3」の 1）の①に該当する場合は、各月の緊急入院患者数が確認できる資料（直近 1 年間分） ・様式18の 3 の「3」の 1）の②に該当する場合は、当該保険医療機関がその指定を受けたことが確認できる資料 ・様式18の 3 の「4」について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類
(1-138)	告示注 7（夜間看護体制加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式10 ・様式13の 3 ・様式18の 3 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式18の 3 の「3」の 1）の①に該当する場合は、各月の緊急入院患者数が確認できる資料（直近 1 年間分） ・様式18の 3 の「3」の 1）の②に該当する場合は、当該保険医療機関がその指定を受けたことが確認できる資料 ・様式18の 3 の「4」について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類
(1-138)	告示注 8（看護補助体制充実加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式10 ・様式13の 3 ・様式18の 3 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式18の 3 の「3」の 1）の①に該当する場合は、各月の緊急入院患者数が確認できる資料（直近 1 年間分） ・様式18の 3 の「3」の 1）の②に該当する場合は、当該保険医療機関がその指定を受けたことが確認できる資料 ・様式18の 3 の「4」について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・様式18の 3 の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）（看護補助体制充実加算を届け出る場合のみ） ・様式18の 3 の「7」について、「主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者が 100 対 1 以上」に該当する場合、介護福祉士の資格を有する者であること又は看護補助者として 3 年以上の経験を有し適切な研修を修了していることが確認できる文書（介護福祉士資格の有無、当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）（看護補助体制充実加算を届け出る場合のみ）

(1-138)	告示注9（看護職員夜間配置加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式9 ・ 様式9の2 ・ 様式10 ・ 様式13の3 ・ 様式18の3 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式9の2については、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を別に作成している場合は、この様式に替えて提出しても差し支えありません。なお、いずれの場合も、遅刻・早退・他部署勤務があった場合は、当該病棟に勤務しなかった時間を別紙等でわかるように添付することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式18の3の「3」の1)の①に該当する場合は、各月の緊急入院患者数が確認できる資料（直近1年間分） ・ 様式18の3の「3」の1)の②に該当する場合は、当該保険医療機関がその指定を受けたことが確認できる資料
(1-138)	告示注10（リハビリテーション・栄養・口腔連携加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式5の5 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式5の5について、医師はリハビリテーションに係る研修を受講した修了証の写し（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
1-139	回復期リハビリテーション病棟入院料1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式9 ・ 様式20 ・ 様式49 ・ 様式49の2 ・ 様式49の5 ・ 様式5 ・ 様式6 ・ 様式7 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式49について、当該届出に係る病棟の平面図（面積等が確認できるもの） ・ 様式49の2について、当該病棟に配置されている専従の常勤理学療法士又は常勤作業療法士及び常勤社会福祉士の勤務状況が確認できる書類 ・ 様式49の2について、休日のリハビリテーション提供体制が確認できる書類 ・ 様式49の2について、一般病棟への転院転棟患者等、算出対象から除外した患者にかかる当該患者の数及び各患者の症状詳記の一覧
1-140	回復期リハビリテーション病棟入院料2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式9 ・ 様式20 ・ 様式49 ・ 様式49の2 ・ 様式49の5 ・ 様式5 ・ 様式6 ・ 様式7 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式49について、当該届出に係る病棟の平面図（面積等が確認できるもの） ・ 様式49の2について、当該病棟に配置されている専従の常勤理学療法士又は常勤作業療法士及び常勤社会福祉士の勤務状況が確認できる書類 ・ 様式49の2について、休日のリハビリテーション提供体制が確認できる書類 ・ 様式49の2について、一般病棟への転院転棟患者等、算出対象から除外した患者にかかる当該患者の数及び各患者の症状詳記の一覧
1-141	回復期リハビリテーション病棟入院料3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式9 ・ 様式20 ・ 様式49 ・ 様式49の3 ・ 様式49の5 ・ 様式5 ・ 様式6 ・ 様式7 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式49について、当該届出に係る病棟の平面図（面積等が確認できるもの） ・ 様式49の3について、一般病棟への転院転棟患者等、算出対象から除外した患者にかかる当該患者の数及び各患者の症状詳記の一覧
(1-141)	告示注2（休日リハビリテーション提供体制加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式49の6 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式49の6について、当該病棟に配置されている専従の常勤理学療法士又は常勤作業療法士の勤務状況が確認できる書類 ・ 様式49の6について、当該医療機関における休日のリハビリテーション提供体制が確認できる書類

1-142	回復期リハビリテーション病棟入院料4	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式20 ・様式49 ・様式49の3 ・様式49の5 ・様式5 ・様式6 ・様式7 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式49について、当該届出に係る病棟の平面図（面積等が確認できるもの） ・様式49の3について、一般病棟への転院転棟患者等、算出対象から除外した患者にかかる当該患者の数及び各患者の症状詳記の一覧
(1-142)	告示注2（休日リハビリテーション提供体制加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式49の6 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式49の6について、当該病棟に配置されている専従の常勤理学療法士又は常勤作業療法士の勤務状況が確認できる書類 ・様式49の6について、当該医療機関における休日のリハビリテーション提供体制が確認できる書類
1-143	回復期リハビリテーション病棟入院料5	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式20 ・様式49 ・様式49の5 ・様式5 ・様式6 ・様式7 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式49について、当該届出に係る病棟の平面図（面積等が確認できるもの）
(1-143)	告示注2（休日リハビリテーション提供体制加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式49の6 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式49の6について、当該病棟に配置されている専従の常勤理学療法士又は常勤作業療法士の勤務状況が確認できる書類 ・様式49の6について、当該医療機関における休日のリハビリテーション提供体制が確認できる書類
1-144	回復期リハビリテーション入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式20 ・様式49 ・様式49の3 ・様式49の5 ・様式5 ・様式6 ・様式7 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式49について、当該届出に係る病棟の平面図（面積等が確認できるもの）
(1-144)	告示注2（休日リハビリテーション提供体制加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式49の6 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式49の6について、当該病棟に配置されている専従の常勤理学療法士又は常勤作業療法士の勤務状況が確認できる書類 ・様式49の6について、当該医療機関における休日のリハビリテーション提供体制が確認できる書類
1-145	地域包括ケア病棟入院料1	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式10 ・様式20 ・様式50 ・様式50の3 ・様式5 ・様式6 ・様式7 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式50について、当該病棟の平面図（面積等が確認できるもの） ・様式50の「医療機関の状況」欄については、各区分に該当することが確認できる書類

(1-145)	告示注 3 (看護職員配置加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式20 ・様式50 ・様式13の 3 	※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。
(1-145)	告示注 4 (看護補助者配置加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式20 ・様式50 ・様式13の 3 ・様式18の 3 	・様式18の 3 について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類
(1-145)	告示注 5 (看護補助体制充実加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式20 ・様式50 ・様式13の 3 ・様式18の 3 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式18の 3 について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・様式18の 3 の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・様式18の 3 の「7」について、「主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者が 100 対 1 以上」に該当する場合、介護福祉士の資格を有する者であること又は看護補助者として 3 年以上の経験を有し適切な研修を修了していることが確認できる文書（介護福祉士資格の有無、当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
(1-145)	告示注 8 (看護職員夜間配置加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式 9 の 2 ・様式20 ・様式50 ・様式13の 3 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式 9 の 2 については、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を別に作成している場合は、この様式に替えて提出しても差し支えありません。なお、いずれの場合も、遅刻・早退・他部署勤務があった場合は、当該病棟に勤務しなかった時間を別紙等でわかるように添付することが必要です。</p>
1-146	地域包括ケア入院医療管理料1	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式10 ・様式20 ・様式50の 2 ・様式50の 3 ・様式 5 ・様式 6 ・様式 7 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式50の 2 について、当該病床の平面図（面積等が確認できるもの） ・様式50の 2 「医療機関の状況」欄については、各区分に該当することが確認できる書類
(1-146)	告示注 3 (看護職員配置加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式20 ・様式50の 2 ・様式13の 3 	※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。

(1-146)	告示注 4 (看護補助者配置加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式20 ・様式50の 2 ・様式13の 3 ・様式18の 3 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式18の 3 について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類
(1-146)	告示注 5 (看護補助体制充実加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式20 ・様式50の 2 ・様式13の 3 ・様式18の 3 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式18の 3 について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・様式18の 3 の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・様式18の 3 の「7」について、「主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者が 100 対 1 以上」に該当する場合、介護福祉士の資格を有する者であること又は看護補助者として 3 年以上の経験を有し適切な研修を修了していることが確認できる文書（介護福祉士資格の有無、当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
(1-146)	告示注 8 (看護職員夜間配置加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式 9 の 2 ・様式20 ・様式50の 2 ・様式13の 3 	<ul style="list-style-type: none"> ※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。 ※様式 9 の 2 については、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を別に作成している場合は、この様式に替えて提出しても差し支えありません。なお、いずれの場合も、遅刻・早退・他部署勤務があった場合は、当該病棟に勤務しなかった時間を別紙等でわかるように添付する必要があります。
1-147	地域包括ケア病棟入院料2	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式10 ・様式20 ・様式50 ・様式50の 3 ・様式 5 ・様式 6 ・様式 7 	<ul style="list-style-type: none"> ※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。 ※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。 ・様式50について、当該病棟の平面図（面積等が確認できるもの） ・様式50の「医療機関の状況」欄については、各区分に該当することが確認できる書類
(1-147)	告示注 3 (看護職員配置加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式20 ・様式50 ・様式13の 3 	<ul style="list-style-type: none"> ※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。
(1-147)	告示注 4 (看護補助者配置加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式20 ・様式50 ・様式13の 3 ・様式18の 3 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式18の 3 について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類

(1-147)	告示注 5 (看護補助体制充実加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式20 ・様式50 ・様式13の 3 ・様式18の 3 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式18の 3 について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・様式18の 3 の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・様式18の 3 の「7」について、「主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者が 100 対 1 以上」に該当する場合、介護福祉士の資格を有する者であること又は看護補助者として 3 年以上の経験を有し適切な研修を修了していることが確認できる文書（介護福祉士資格の有無、当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
(1-147)	告示注 8 (看護職員夜間配置加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式 9 の 2 ・様式20 ・様式50 ・様式13の 3 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式 9 の 2 については、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を別に作成している場合は、この様式に替えて提出しても差し支えありません。なお、いずれの場合も、遅刻・早退・他部署勤務があった場合は、当該病棟に勤務しなかった時間を別紙等でわかるように添付する必要があります。</p>
(1-147)	告示注10 (地域包括ケア病棟特別入院料)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 6 ・様式 9 ・様式20 ・様式13の 3 ・様式18の 3 ・様式50 	
1-148	地域包括ケア入院医療管理料2	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式10 ・様式20 ・様式50の 2 ・様式50の 3 ・様式 5 ・様式 6 ・様式 7 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式50の 2 について、当該病床の平面図（面積等が確認できるもの） ・様式50の 2 「医療機関の状況」欄については、各区分に該当することが確認できる書類
(1-148)	告示注 3 (看護職員配置加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式20 ・様式50の 2 ・様式13の 3 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p>
(1-148)	告示注 4 (看護補助者配置加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式20 ・様式50の 2 ・様式13の 3 ・様式18の 3 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式18の 3 について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類

(1-148)	告示注 5 (看護補助体制充実加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 20 ・ 様式 50 の 2 ・ 様式 13 の 3 ・ 様式 18 の 3 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 18 の 3 について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・ 様式 18 の 3 の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・ 様式 18 の 3 の「7」について、「主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者が 100 対 1 以上」に該当する場合、介護福祉士の資格を有する者であること又は看護補助者として 3 年以上の経験を有し適切な研修を修了していることが確認できる文書（介護福祉士資格の有無、当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
(1-148)	告示注 8 (看護職員夜間配置加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 9 の 2 ・ 様式 20 ・ 様式 50 の 2 ・ 様式 13 の 3 	<ul style="list-style-type: none"> ※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。 ※様式 9 の 2 については、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を別に作成している場合は、この様式に替えて提出しても差し支えありません。なお、いずれの場合も、遅刻・早退・他部署勤務があった場合は、当該病棟に勤務しなかった時間を別紙等でわかるように添付することが必要です。
1-149	地域包括ケア病棟入院料3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 10 ・ 様式 20 ・ 様式 50 ・ 様式 50 の 3 ・ 様式 5 ・ 様式 6 ・ 様式 7 	<ul style="list-style-type: none"> ※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。 ※様式 20 について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 の当該看護要員のみを省略することができます。 ・ 様式 50 について、当該病棟の平面図（面積等が確認できるもの） ・ 様式 50 の「医療機関の状況」欄については、各区分に該当することが確認できる書類
(1-149)	告示注 3 (看護職員配置加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 20 ・ 様式 50 ・ 様式 13 の 3 	<ul style="list-style-type: none"> ※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。
(1-149)	告示注 4 (看護補助者配置加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 20 ・ 様式 50 ・ 様式 13 の 3 ・ 様式 18 の 3 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 18 の 3 について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類
(1-149)	告示注 5 (看護補助体制充実加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 20 ・ 様式 50 ・ 様式 13 の 3 ・ 様式 18 の 3 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 18 の 3 について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・ 様式 18 の 3 の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・ 様式 18 の 3 の「7」について、「主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者が 100 対 1 以上」に該当する場合、介護福祉士の資格を有する者であること又は看護補助者として 3 年以上の経験を有し適切な研修を修了していることが確認できる文書（介護福祉士資格の有無、当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）

(1-149)	告示注 8 (看護職員夜間配置加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 9 の 2 ・ 様式 20 ・ 様式 50 ・ 様式 13 の 3 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式 9 の 2 については、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がかかる様式を別に作成している場合は、この様式に替えて提出しても差し支えありません。なお、いずれの場合も、遅刻・早退・他部署勤務があった場合は、当該病棟に勤務しなかった時間を別紙等でわかるように添付する必要があります。</p>
(1-150)	地域包括ケア入院医療管理料3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 10 ・ 様式 20 ・ 様式 50 の 2 ・ 様式 50 の 3 ・ 様式 5 ・ 様式 6 ・ 様式 7 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式 20 について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 50 の 2 について、当該病床の平面図（面積等が確認できるもの） ・ 様式 50 の 2 「医療機関の状況」欄については、各区分に該当することが確認できる書類
	告示注 3 (看護職員配置加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 20 ・ 様式 50 の 2 ・ 様式 13 の 3 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p>
	告示注 4 (看護補助者配置加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 20 ・ 様式 50 の 2 ・ 様式 13 の 3 ・ 様式 18 の 3 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 18 の 3 について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類
	告示注 5 (看護補助体制充実加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 20 ・ 様式 50 の 2 ・ 様式 13 の 3 ・ 様式 18 の 3 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 18 の 3 について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・ 様式 18 の 3 の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・ 様式 18 の 3 の「7」について、「主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者が 100 対 1 以上」に該当する場合、介護福祉士の資格を有する者であること又は看護補助者として 3 年以上の経験を有し適切な研修を修了していることが確認できる文書（介護福祉士資格の有無、当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
	告示注 8 (看護職員夜間配置加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 9 の 2 ・ 様式 20 ・ 様式 50 の 2 ・ 様式 13 の 3 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式 9 の 2 については、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がかかる様式を別に作成している場合は、この様式に替えて提出しても差し支えありません。なお、いずれの場合も、遅刻・早退・他部署勤務があった場合は、当該病棟に勤務しなかった時間を別紙等でわかるように添付する必要があります。</p>

1-151	地域包括ケア病棟入院料4	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式10 ・様式20 ・様式50 ・様式50の3 ・様式5 ・様式6 ・様式7 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式50について、当該病棟の平面図（面積等が確認できるもの） ・様式50の「医療機関の状況」欄については、各区分に該当することが確認できる書類
(1-151)	告示注3（看護職員配置加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式20 ・様式50 ・様式13の3 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p>
(1-151)	告示注4（看護補助者配置加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式20 ・様式50 ・様式13の3 ・様式18の3 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式18の3について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類
(1-151)	告示注5（看護補助体制充実加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式20 ・様式50 ・様式13の3 ・様式18の3 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式18の3について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・様式18の3の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・様式18の3の「7」について、「主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者が100対1以上」に該当する場合、介護福祉士の資格を有する者であること又は看護補助者として3年以上の経験を有し適切な研修を修了していることが確認できる文書（介護福祉士資格の有無、当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
(1-151)	告示注8（看護職員夜間配置加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式9の2 ・様式20 ・様式50 ・様式13の3 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式9の2については、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を別に作成している場合は、この様式に替えて提出しても差し支えありません。なお、いずれの場合も、遅刻・早退・他部署勤務があった場合は、当該病棟に勤務しなかった時間を別紙等でわかるように添付することが必要です。</p>
(1-151)	告示注10（地域包括ケア病棟特別入院料）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式6 ・様式9 ・様式20 ・様式13の3 ・様式18の3 ・様式50 	

1-152	地域包括ケア入院医療管理料4	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式10 ・様式20 ・様式50の2 ・様式50の3 ・様式5 ・様式6 ・様式7 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式50の2について、当該病床の平面図（面積等が確認できるもの） ・様式50の2「医療機関の状況」欄については、各区分に該当することが確認できる書類
(1-152)	告示注3（看護職員配置加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式20 ・様式50の2 ・様式13の3 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p>
(1-152)	告示注4（看護補助者配置加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式20 ・様式50の2 ・様式13の3 ・様式18の3 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式18の3について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類
(1-152)	告示注5（看護補助体制充実加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式20 ・様式50の2 ・様式13の3 ・様式18の3 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式18の3について、看護補助者の業務範囲について定めた院内規程及び個別の業務内容が確認できる書類 ・様式18の3の「5」について、看護師長等が看護補助者の活用に関する所定の研修を受講していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可） ・様式18の3の「7」について、「主として直接患者に対し療養生活上の世話をを行う看護補助者が100対1以上」に該当する場合、介護福祉士の資格を有する者であること又は看護補助者として3年以上の経験を有し適切な研修を修了していることが確認できる文書（介護福祉士資格の有無、当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
(1-152)	告示注8（看護職員夜間配置加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式9の2 ・様式20 ・様式50の2 ・様式13の3 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式9の2については、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を別に作成している場合は、この様式に替えて提出しても差し支えありません。なお、いずれの場合も、遅刻・早退・他部署勤務があった場合は、当該病棟に勤務しなかった時間を別紙等でわかるように添付することが必要です。</p>
1-153	特殊疾患病棟入院料1	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式20 ・様式24の2 ・様式51 ・様式5 ・様式6 ・様式7 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20を省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式51について、入院基本料の届出書の写し ・当該病棟の平面図（面積等の確認できる書類）

1-154	特殊疾患病棟入院料 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 20 ・ 様式 24 の 2 ・ 様式 51 ・ 様式 5 ・ 様式 6 ・ 様式 7 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式 20 について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 を省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 51 について、入院基本料の届出書の写し ・ 当該病棟の平面図（面積等の確認できる書類）
1-155	緩和ケア病棟入院料 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 20 ・ 様式 52 ・ 様式 5 ・ 様式 6 ・ 様式 7 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式 20 について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 52 について、当該届出に係る病棟の平面図（特別の療養環境の提供に係る病室の状況や面積等の確認ができる書類） ・ 様式 52 について、財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていること又はがん診療の拠点となる病院若しくはがん診療の拠点となる病院に準じる病院であることが確認できる書類 ・ 様式 52 について、当該病棟の患者の入退棟の判定を行うために作成している入退棟に関する基準が確認できる書類 ・ 様式 52 について、緩和ケアの内容に関する患者向けの案内 ・ 様式 52 について、緩和ケアの研修に関して、実施している内容が確認できる書類（実習の指導マニュアルなど具体的な内容が確認できる書類） ・ 様式 52 について、悪性腫瘍の患者を診察する医師については緩和ケアに関する研修を修了していることが確認できる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
1-156	緩和ケア病棟入院料 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 20 ・ 様式 52 ・ 様式 5 ・ 様式 6 ・ 様式 7 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式 20 について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 52 について、当該届出に係る病棟の平面図（特別の療養環境の提供に係る病室の状況や面積等の確認ができる書類） ・ 様式 52 について、財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていること又はがん診療の拠点となる病院若しくはがん診療の拠点となる病院に準じる病院であることが確認できる書類 ・ 様式 52 について、当該病棟の患者の入退棟の判定を行うために作成している入退棟に関する基準が確認できる書類 ・ 様式 52 について、緩和ケアの内容に関する患者向けの案内 ・ 様式 52 について、緩和ケアの研修に関して、実施している内容が確認できる書類（実習の指導マニュアルなど具体的な内容が確認できる書類） ・ 様式 52 について、悪性腫瘍の患者を診察する医師については緩和ケアに関する研修を修了していることが確認できる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）
1-157	精神科救急急性期医療入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 20 ・ 様式 53 ・ 様式 54 ・ 様式 5 ・ 様式 6 ・ 様式 7 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式 20 の精神保健指定医については、備考欄に指定医番号を記載してください。</p> <p>※様式 20 について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 54 について、C T 撮影につき他の保険医療機関との連携により速やかに実施できる体制が整備されている場合は、当該連携が確認できる資料 ・ 様式 54 の「2」の②について、県内に複数の圏域がある場合は、当該圏域の範囲等が確認できる資料 ・ 当該病棟の配置図（隔離室の位置が確認できるもの）

(1-157)	告示注 4 (看護職員夜間配置加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 9 の 2 ・ 様式 20 ・ 様式 13 の 3 ・ 様式 48 (特掲別添 2) 	<p>※様式 9 の 2 については、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を別に作成している場合は、この様式に替えて提出しても差し支えありません。なお、いずれの場合も、遅刻・早退・他部署勤務があった場合は、当該病棟に勤務しなかった時間を別紙等でわかるように添付することが必要です。</p> <p>※様式 20 について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 48 (特掲別添 2) について、行動制限最小化に係る基本指針 (医療保護入院等診療料の届出を行っている場合は、別に地方厚生 (支) 局長に対して、届出を行う必要はないこと。) ・ 様式 13 の 3 について、2 (3) ②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目のうち□に「✓」を記入したものについて、次の「*」の書類を添付すること。 <ul style="list-style-type: none"> * アからエについては、届出前 1 か月の各病棟の勤務実績 (1)、2) 又は 4) は看護要員、3) 又は 5) は看護職員) が分かる書類 * オについては、深夜や早朝における業務量を把握した上で早出・遅出等の柔軟な勤務体制を設定していることが分かる書類、届出前 1 か月の早出・遅出等の勤務体制の活用実績が分かる書類 * カについては、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規程及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類 * ク及びケについては、様式 9 (本届出に様式 9 を添付する場合は 1 通のみで良い) * コについては、院内保育所の開所時間が分かる書類、届出前 1 か月の利用実績が分かる資料 * サについては、使用機器等が分かる書類、使用機器等が看護要員 (1)、2) 又は 4)) 又は看護職員 (3) 又は 5)) の業務負担軽減に資するかどうか評価を行っていることが分かる書類
	告示注 5 (精神科救急医療体制加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 54 の 2 	
1-158	精神科急性期治療病棟入院料 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 20 ・ 様式 53 ・ 様式 5 ・ 様式 6 ・ 様式 7 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式 20 の精神保健指定医については、備考欄に指定医番号を記載してください。</p> <p>※様式 20 について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該病棟の配置図 (隔離室の位置が確認できるもの)
1-159	精神科急性期治療病棟入院料 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 20 ・ 様式 53 ・ 様式 5 ・ 様式 6 ・ 様式 7 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式 20 の精神保健指定医については、備考欄に指定医番号を記載してください。</p> <p>※様式 20 について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該病棟の配置図 (隔離室の位置が確認できるもの)
1-160	精神科救急・合併症入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 9 ・ 様式 20 ・ 様式 53 ・ 様式 55 ・ 様式 5 ・ 様式 6 ・ 様式 7 	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式 20 の精神保健指定医については、備考欄に指定医番号を記載してください。</p> <p>※様式 20 について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 55 について、C T 撮影につき他の保険医療機関との連携により速やかに実施できる体制が整備されている場合は、当該連携が確認できる資料 ・ 様式 55 の「2」の⑨について、県内に複数の圏域がある場合は、当該圏域の範囲等が確認できる資料 ・ 当該病棟の配置図 (合併症ユニット及び隔離室の位置が確認できるもの)

<p>(1-160)</p>	<p>告示注 4 (看護職員夜間配置加算)</p>	<p>・様式 9 ・様式 9 の 2 ・様式 20 ・様式 13 の 3 ・様式 48 (特掲別添 2)</p>	<p>※様式 9 の 2 については、勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を別に作成している場合は、この様式に替えて提出しても差し支えありません。なお、いずれの場合も、遅刻・早退・他部署勤務があった場合は、当該病棟に勤務しなかった時間を別紙等でわかるように添付することが必要です。</p> <p>※様式 20 について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <p>・様式 48 (特掲別添 2) について、行動制限最小化に係る基本指針 (医療保護入院等診療料の届出を行っている場合は、別に地方厚生 (支) 局長に対して、届出を行う必要はないこと。)</p> <p>・様式 13 の 3 について、2 (3) ②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目のうち口に「✓」を記入したものについて、次の「*」の書類を添付すること。</p> <p>* アからエについては、届出前 1 か月の各病棟の勤務実績 (1)、2) 又は 4) は看護要員、3) 又は 5) は看護職員) が分かる書類</p> <p>* オについては、深夜や早朝における業務量を把握した上で早出・遅出等の柔軟な勤務体制を設定していることが分かる書類、届出前 1 か月の早出・遅出等の勤務体制の活用実績が分かる書類</p> <p>* カについては、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規程及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類</p> <p>* ク及びケについては、様式 9 (本届出に様式 9 を添付する場合は 1 通のみで良い)</p> <p>* コについては、院内保育所の開所時間が分かる書類、届出前 1 か月の利用実績が分かる資料</p> <p>* サについては、使用機器等が分かる書類、使用機器等が看護要員 (1)、2) 又は 4)) 又は看護職員 (3) 又は 5)) の業務負担軽減に資するかどうか評価を行っていることが分かる書類</p>
<p>1-161</p>	<p>児童・思春期精神科入院医療管理料</p>	<p>・様式 9 ・様式 20 ・様式 57 ・様式 5 ・様式 6 ・様式 7</p>	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式 20 について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <p>※様式 20 の精神保健指定医については、備考欄に指定医番号を記載してください。</p> <p>・様式 57 について、当該病院内に設置されている学習室が確認できる当該病院の平面図</p> <p>・様式 57 について、当該加算を算定する治療室の場合は、浴室、廊下、デイルーム、食堂、面会室、便所、学習室が、当該病棟の他の治療室とは別に設置されていることが確認できる当該病院の平面図</p>
<p>1-162</p>	<p>精神療養病棟入院料</p>	<p>・様式 9 ・様式 20 ・様式 24 の 2 ・様式 55 の 3 ・様式 5 ・様式 6 ・様式 7</p>	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式 20 の作業療法等の経験を有する看護職員については、その旨を備考欄に記載してください。</p> <p>※様式 20 について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 の当該看護要員のみを省略することができます (作業療法等の経験を有する看護職員を除く)。</p> <p>・当該病棟の平面図 (面積並びに談話室、食堂、面会室、浴室及び公衆電話の位置等が確認できる書類)</p>
<p>(1-162)</p>	<p>告示注 4 (重症者加算 1)</p>	<p>・様式 55 の 2</p>	
<p>(1-162)</p>	<p>告示注 5 (精神保健福祉士配置加算)</p>	<p>・様式 55 の 2</p>	
<p>1-163</p>	<p>認知症治療病棟入院料 1</p>	<p>・様式 9 ・様式 20 ・様式 56 ・様式 5 ・様式 6 ・様式 7</p>	<p>※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式 20 について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <p>・当該病棟の平面図</p>

(1-163)	告示注 2 (認知症夜間対応加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式20 ・様式48 (特掲別添 2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式48 (特掲別添 2) について、行動制限最小化に係る基本指針 (医療保護入院等診療料の届出を行っている場合は、別に地方厚生 (支) 局長に対して、届出を行う必要はないこと。)
1-164	認知症治療病棟入院料2	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式20 ・様式56 ・様式 5 ・様式 6 ・様式 7 	<ul style="list-style-type: none"> ※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。 ※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。 ・当該病棟の平面図
(1-164)	告示注 2 (認知症夜間対応加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式20 ・様式48 (特掲別添 2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式48 (特掲別添 2) について、行動制限最小化に係る基本指針 (医療保護入院等診療料の届出を行っている場合は、別に地方厚生 (支) 局長に対して、届出を行う必要はないこと。)
1-165	精神科地域包括ケア病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式20 ・様式57の 5 ・様式 5 ・様式 6 	<ul style="list-style-type: none"> ※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。 ※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。 ※様式20の精神保健指定医については、備考欄に指定医番号を記載してください。
1-166	特定一般病棟入院料 1	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式57の 2 ・様式 5 ・様式 6 ・様式 7 	<ul style="list-style-type: none"> ※様式 9 に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。
(1-166)	告示注 5 (一般病棟看護必要度評価加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式10 	
(1-166)	告示注 7 (地域包括ケア入院医療管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式 9 ・様式10 ・様式20 ・様式50 ・様式50の 2 ・様式50の 3 	<ul style="list-style-type: none"> ※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。 ・様式50及び50の 2 について、当該入院医療管理病床の平面図 (面積等が確認できるもの) ・様式50及び50の 2 の「医療機関の状況」欄については、各区分に該当することが確認できる書類
(1-166)	告示注 9 (90日超えの療養病棟入院料 1 の算定)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式57の 3 	

1-167	特定一般病棟入院料2	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式57の2 ・様式5 ・様式6 ・様式7 	※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。
(1-167)	告示注5（一般病棟看護必要度評価加算）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式10 	
(1-167)	告示注7（地域包括ケア入院医療管理）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式10 ・様式20 ・様式50 ・様式50の2 ・様式50の3 	<p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式50及び50の2について、当該入院医療管理病床の平面図（面積等が確認できるもの） ・様式50及び50の2の「医療機関の状況」欄については、各区分に該当することが確認できる書類
(1-167)	告示注9（90日超えの療養病棟入院料1の算定）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式57の3 	
1-168	地域移行機能強化病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式20 ・様式57の4 ・様式5 ・様式6 ・様式7 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式9について、作業療法士及び精神保健福祉士を看護配置に含める場合には、当該作業療法士及び当該精神保健福祉士を准看護師として記入してください。</p> <p>※様式20について、作業療法等の経験を有する看護職員については、その旨を備考欄に記載してください。</p> <p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。</p>
(1-168)	告示注3（重症者加算1）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式57の4 	※精神療養病棟入院料の重症者加算1の届出を行っている場合は、地域移行機能強化病棟入院料の重症者加算1として特に地方厚生（支）局長に対して届出を行う必要はありません。
1-169	特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 ・様式20 ・様式49 ・様式49の2 ・様式49の5 ・様式5 ・様式6 ・様式7 	<p>※様式9に係る添付書類については、上記「入院基本料等の届出の共通事項欄」を確認してください。</p> <p>※様式20について、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式49について、当該届出に係る病棟の平面図（面積等が確認できるもの） ・様式49の2について、当該病棟に配置されている専従の常勤理学療法士又は常勤作業療法士及び常勤社会福祉士の勤務状況が確認できる書類 ・様式49の2について、休日のリハビリテーション提供体制が確認できる書類 ・様式49の2について、一般病棟への転院転棟患者等、算出対象から除外した患者にかかる当該患者の数及び各患者の症状詳記の一覧
1-170	短期滞在手術等基本料1	<ul style="list-style-type: none"> ・様式58 	